

各務原市
多文化共生推進プラン
(素案)

令和5年1月

各務原市

目次

第1章 プラン策定の背景	1
1. プラン策定の趣旨と背景.....	1
2. プランの位置づけ.....	1
3. プランの対象者.....	2
4. プランの期間.....	2
第2章 各務原市の多文化共生の現状と課題	3
1. 統計データに基づく各務原市の状況.....	3
2. アンケートからみる現状.....	8
3. ヒアリング・ワークショップからみる現状.....	16
4. 課題の総括.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念.....	25
2. 基本目標.....	26
3. 成果指標.....	30
4. 施策の体系.....	31
第4章 計画の内容	32
1. 施策・事業の内容.....	32
基本目標1 言葉や文化をつなぎ、心のつながりをつくる.....	32
基本目標2 誰もが安全に安心して暮らすことができる.....	36
基本目標3 子どもの学び・育ちを支え、未来へつなげる.....	39
基本目標4 多様性を活力に、共にまちをつくる.....	42
第5章 計画の推進	44
1. 推進体制と各主体の役割.....	44
2. 評価体制.....	46
資料編	47
1. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例.....	47
2. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿.....	49
3. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過.....	50

第1章 プラン策定の背景

1 プラン策定の趣旨と背景

近年、日本においては少子高齢化が進み、グローバル化により在留外国人数は増加・多国籍化の傾向がみられ、定住化も進んでいます。

各務原市も同様に総人口が減少傾向の中、外国人市民数は年々増加しており、総人口の2.3%を占めています。また、在留資格別でみると身分系のビザの保有割合が61.4%を占め、長期滞在をする外国人市民数が非常に多くなっています。

このような状況の中、各務原市が将来にわたり活気のある社会を維持していくためには、日本人市民と外国人市民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景等の立場を理解し、共存共栄を図っていく「多文化共生※」の考え方が重要になってきます。

なかでも、外国人市民に関しては日本人市民と共に社会を担っていく存在と捉え、お互いの能力と個性を十分に生かすことができる環境づくりが必要です。

各務原市では、こうした考えに基づき市の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため「各務原市多文化共生推進プラン」を策定します。

※多文化共生：「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」
— 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月）より —

2 プランの位置づけ

本プランは、各務原市の上位計画である各務原市総合計画における多文化共生の方向性に沿った内容となっており、他の関連計画との整合も図っていきます。さらに、国の「地域における多文化共生推進プラン」、県の「岐阜県多文化共生推進基本方針」等を参考にするとともに、多文化共生に係る各務原市の実情等も踏まえながら策定しています。

また、本プランは2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットが設定された「持続可能な開発目標（SDGs）」とも関連づけながら推進を図ります。



3 プランの対象者

本プランの対象者は、日本人市民と外国人市民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景等の立場を理解し、共存共栄を図っていくという「多文化共生」の考え方にに基づき、外国人市民だけでなく日本人市民を含めた、各務原市民全体を対象者として策定しています。

本プランで示す「外国人市民」は、本市に在住する外国籍の人に加え、外国出身で日本国籍を取得した人や外国籍の親を持つ子ども等、外国の文化を背景にもつような外国にルーツをもつ人も含めています。

なお、各務原市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合、あるいは統計上表す場合は「外国人住民」と表記しています。

※ただし、すでに実施されている統計等については表記の変更はいたしません。

例) 外国人市民アンケート等

また、「外国人市民」以外の市民を「外国人市民」に対応する表現として「日本人市民」としています。

4 プランの期間

本プランの期間は令和5年度から令和11年度までの7年間（2期以降は5年間）とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
上位計画	各務原市総合計画		次期各務原市総合計画 (前期基本計画)					次期各務原市総合計画 (後期基本計画)						
本プラン	策定	各務原市多文化共生推進プラン (本プラン)							次期プラン					

第2章 各務原市の多文化共生の現状と課題

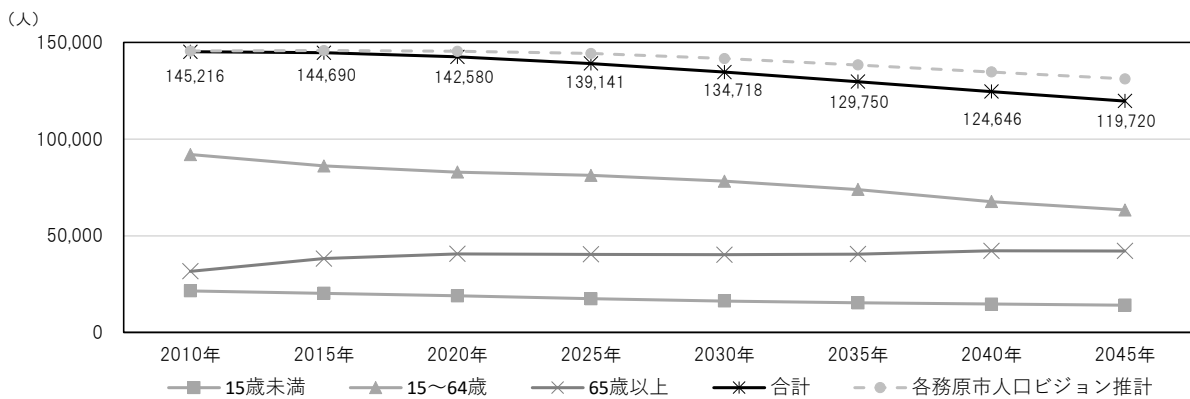
1 統計データに基づく各務原市の状況

1. 人口推移

各務原市の総人口は今後も減少していくことが予測されており、人口構成では、65歳以上の人口割合が増加することが見込まれています。

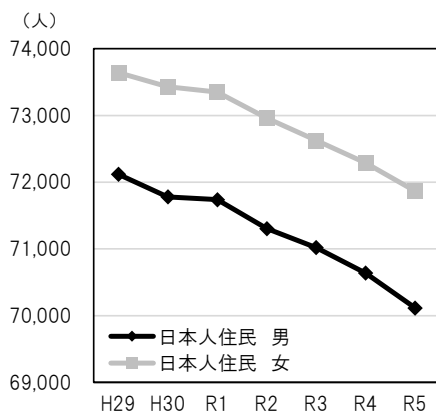
各務原市の人口の動向を日本人住民と外国人住民に分けてみると、日本人住民は男女ともに近年減少傾向にあります。外国人住民は男女ともに増加傾向にあります。特に外国人男性の増加率が高く、平成29年と令和5年を比較すると500人近く増加しています。

■各務原市の人口の推移と推計（各年10月1日）

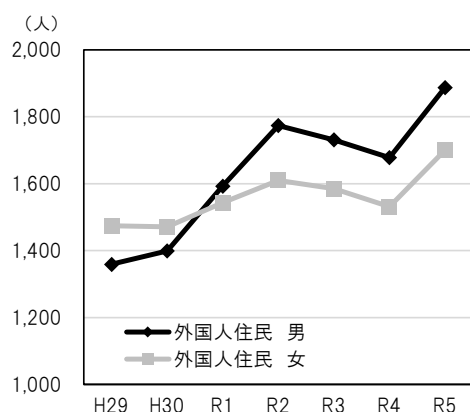


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、各務原市人口ビジョン
 ※各務原市人口ビジョン：2060年に12万人を目標

■各務原市の日本人住民の人口の推移（各年1月1日）



■各務原市の外国人住民の人口の推移（各年1月1日）



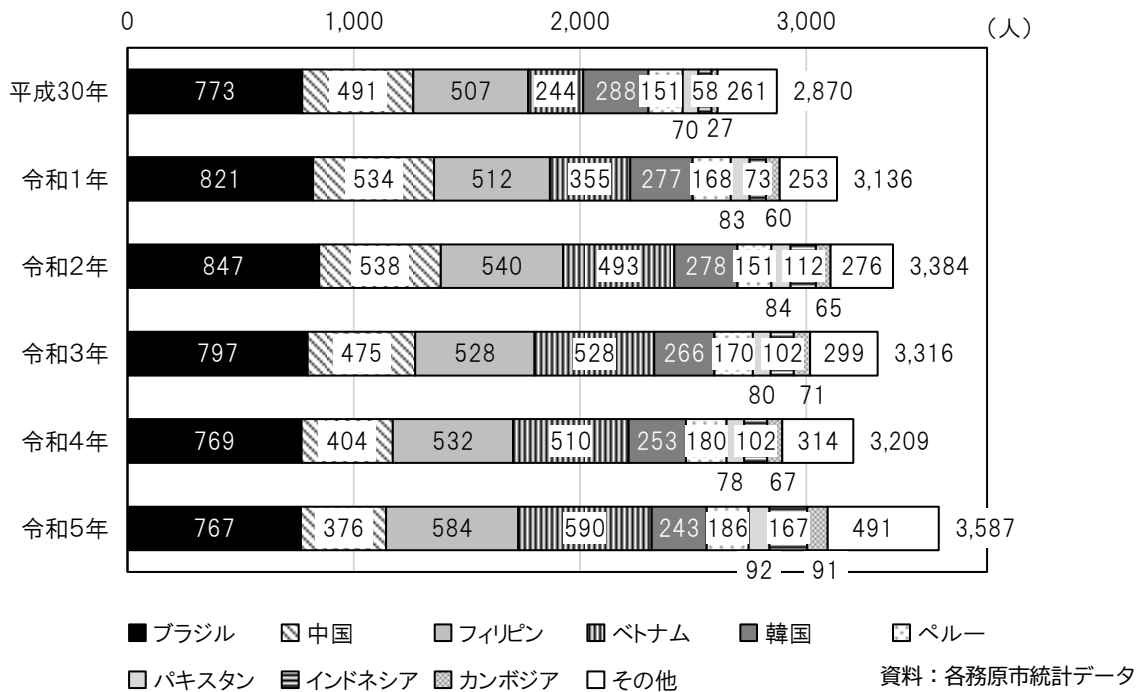
資料：各務原市統計データ

2. 国籍別人口・在留資格別人口

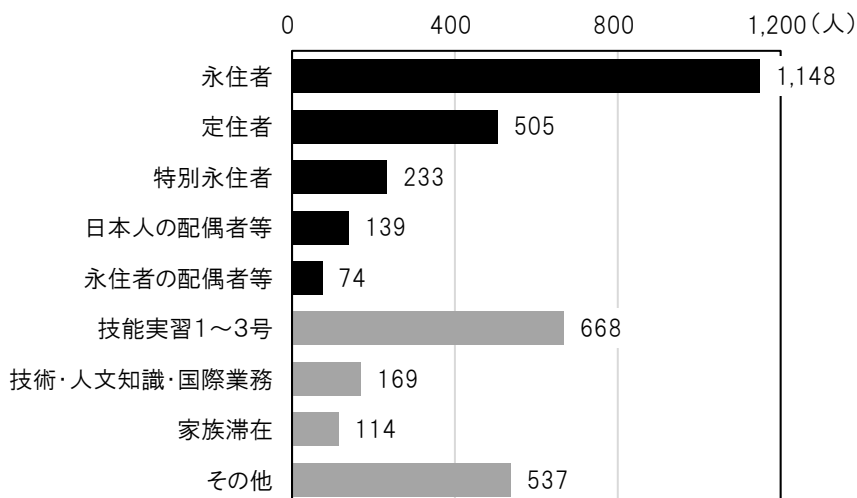
国籍別人口はブラジルが767人で最も多く、次いでベトナム（590人）、フィリピン（584人）となっています。なかでもベトナムの人口は平成30年から令和5年の5年間で2.4倍に増加しています。

在留資格では身分・地位に基づく在留資格（永住者～永住者の配偶者等）が約6割を占めており、長期滞在の人が多くなっています。

■国籍別人口の推移（各年1月1日）



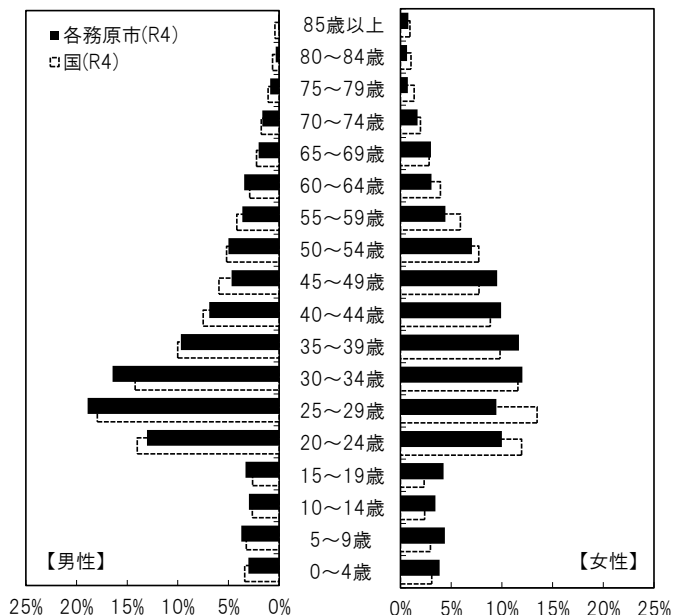
■在留資格別人口（令和5年1月1日現在）



3. 年齢別人口構成

外国人住民の年齢別人口構成割合では、全国合計に比べ、男性では 20 歳代後半～30 歳代前半、女性では 0～10 歳代、30 歳代、40 歳代が主に高くなっています。

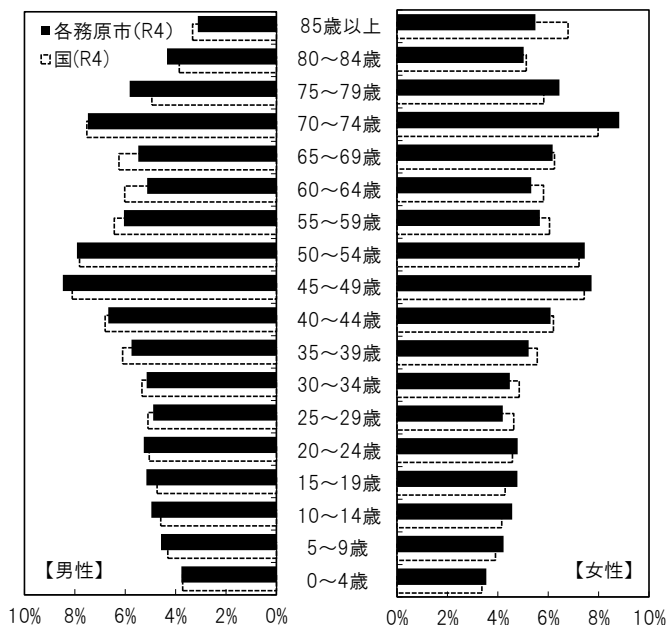
■外国人住民の年齢別人口構成（令和4年1月1日現在）



資料：住民基本台帳人口（総務省）

日本人住民の年齢別人口構成割合では、全国合計に比べ、男性では 70 歳代後半～80 歳代前半、女性では 70 歳代が主に高くなっています。

■日本人住民の年齢別人口構成（令和4年1月1日現在）



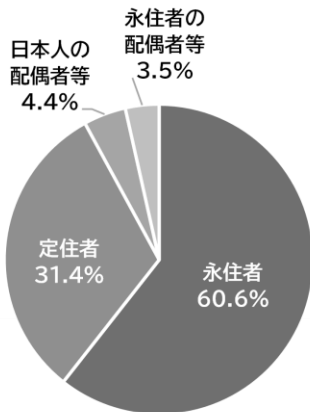
資料：住民基本台帳人口（総務省）

4. 外国人住民の国籍別在留資格別人口

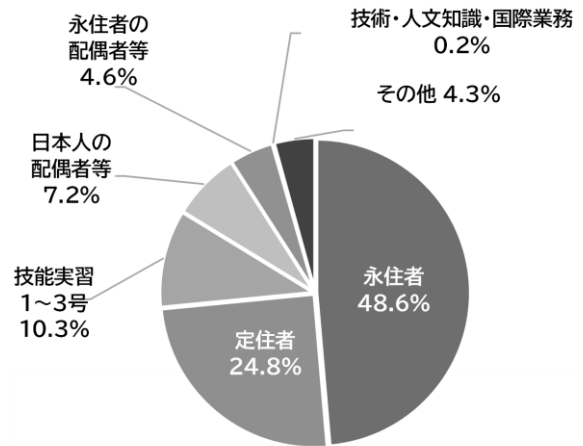
外国人住民の国籍別在留資格別人口については、ブラジル国籍、フィリピン国籍、ペルー国籍、中国国籍では永住者が最も多く、ベトナム国籍では技能実習1～3号、韓国国籍では特別永住者が多くなっています。

■外国人住民の国籍別在留資格別人口（令和5年1月1日現在）

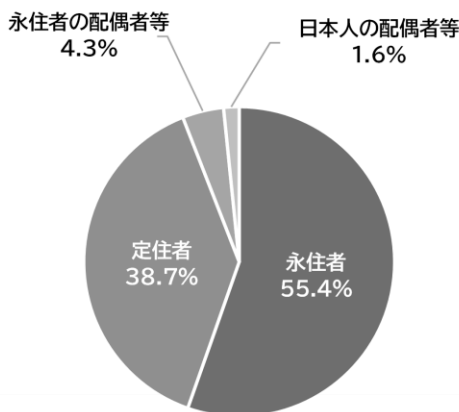
ブラジル 767人



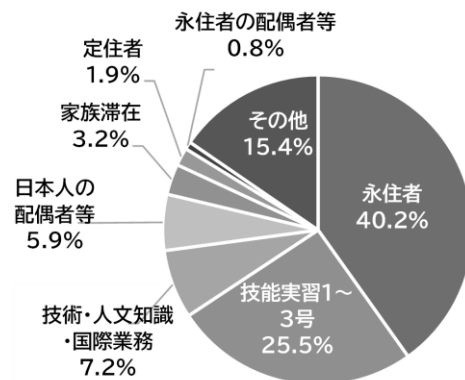
フィリピン 584人



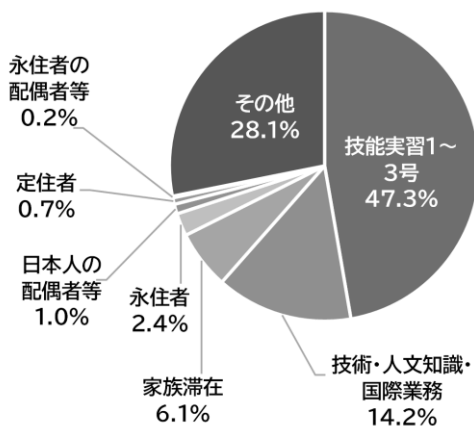
ペルー 186人



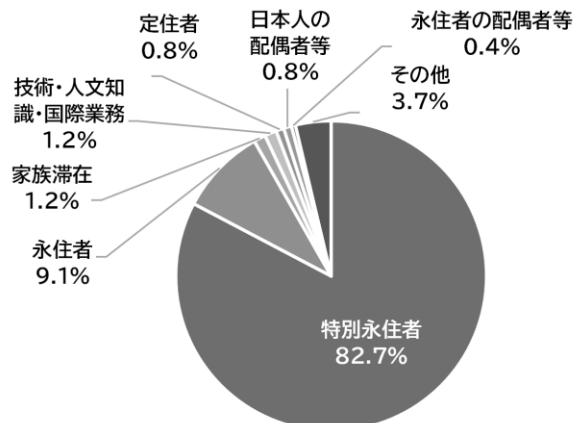
中国 376人



ベトナム 590人



韓国 243人

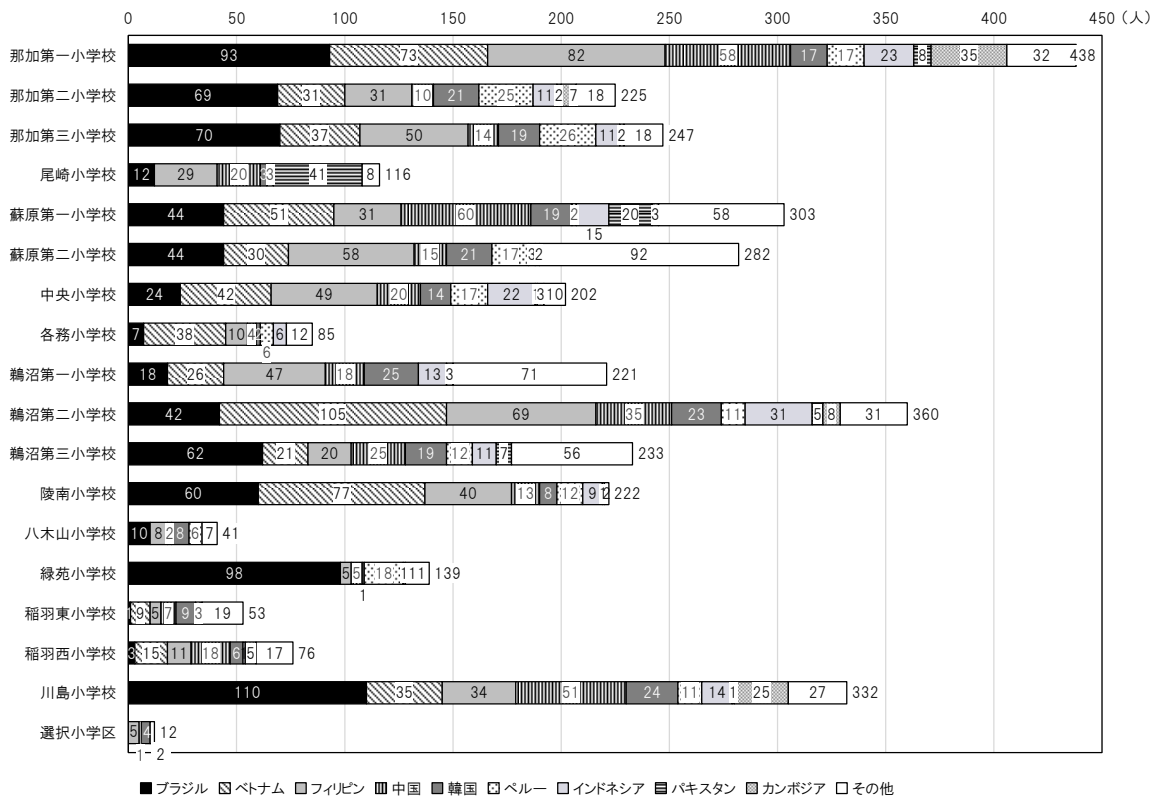


資料：各務原市統計データ

5. 外国人住民の学区別国籍別人口

各務原市の外国人住民の学区別国籍別人口について、最も多い学区となる那加第一小学校では、ブラジル国籍が最も多くなっています。2番目に多い学区の鵜沼第二小学校では、ベトナム国籍が最も多くなっています。

■外国人住民の学区別国籍別人口（令和5年1月1日）



6. 外国人児童生徒（外国籍を持つ児童生徒）数

各務原市の外国人児童生徒数の合計は187人で、市内の小・中学校児童生徒数の約1.6%となっています。国籍別ではブラジル国籍が79人と最も多く、次いでフィリピン国籍が30人、ペルー国籍が19人となっており、外国人児童生徒の約6割が日本語指導必要児童生徒となっています。小学校における外国人児童生徒数は127人、中学校では60人となっています。

なお、日本語指導が必要な児童生徒には、外国籍の児童生徒のほかに、外国にルーツを持つ日本国籍の児童生徒18人がいます。

■外国人児童生徒数（令和4年5月1日現在）

外国人児童生徒数の割合			小学校			中学校		
外国人児童生徒数	小・中学校児童生徒数	外国人児童生徒数割合		外国人児童生徒数	日本語指導必要児童生徒数		外国人児童生徒数	日本語指導必要児童生徒数
187	11,722	1.60%	1年	21	19	1年	16	8
国籍別児童生徒数			2年	26	19	2年	23	15
			3年	19	11	3年	21	9
			4年	21	12	合計	60	32
			5年	27	17			
			6年	13	10			
			合計	127	88			
ブラジル	79	54	※日本語指導必要児童生徒数には、日本国籍の児童生徒は含まれていません。					
フィリピン	30	19						
ペルー	19	15						
中国	17	4						
その他	42	28						
合計	187	120						

2 アンケートからみる現状

(1) 調査の目的

本調査は、市民のみなさまが外国人市民についてどのような意識や関わりをお持ちなのかをお聞きし、多文化共生のまちづくりに反映させるために実施しました。

(2) 調査概要

調査対象者	市内に住む 16 歳以上の日本人 2,000 人（無作為抽出）	市内に住む 16 歳以上の外国人 2,000 人（無作為抽出）
調査票配布数	2,000 件	2,000 件
有効回答数	913 件（内 WEB 回答 294 件）	285 件（内 WEB 回答 108 件）
有効回答率	45.7%	14.3%
調査期間	令和 3 年 12 月 14 日～令和 4 年 1 月 20 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収、WEB 回答	

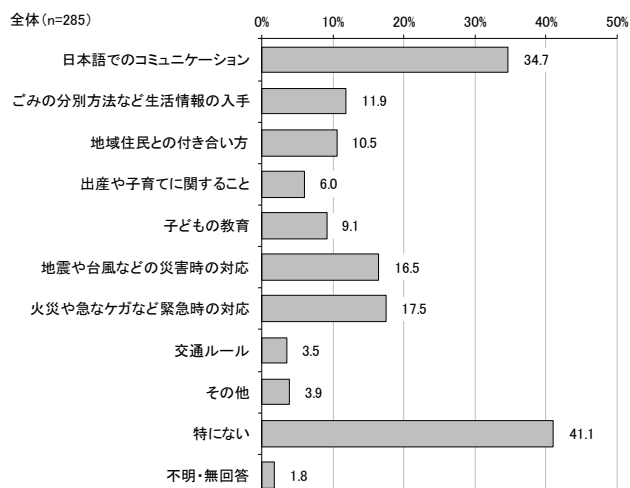
(3) 外国人市民調査結果

1. 困り事・不安点について

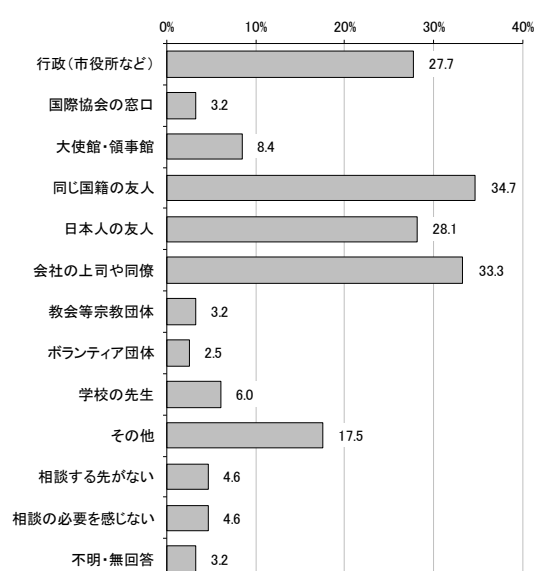
○普段からの不安な点、困り事については、「特にない」が 41.1%で最も高く、次いで「日本語でのコミュニケーション」が 34.7%、「火災や急なケガなど緊急時の対応」が 17.5%となっています。また、「地震や台風などの災害時の対応」（16.5%）も 4 位にランクインしていることから、緊急時における体制づくりへの要望の高さが見受けられます。

○困り事の相談先については、「同じ国籍の友人」が 34.7%で最も高く、次いで「会社の上司や同僚」が 33.3%、「日本人の友人」が 28.1%となっています。

■ 普段からの不安な点、困り事

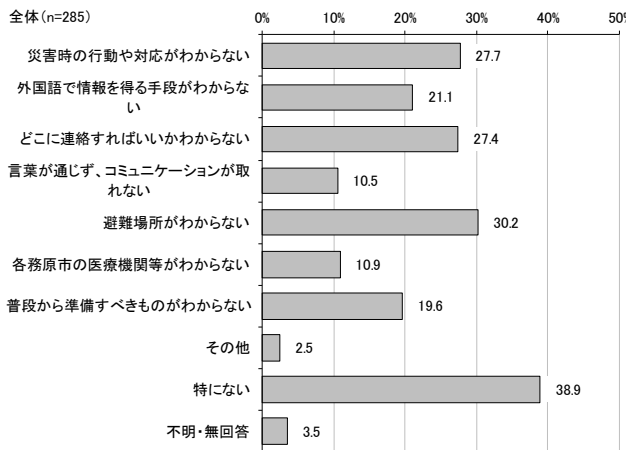


■ 困り事の相談先

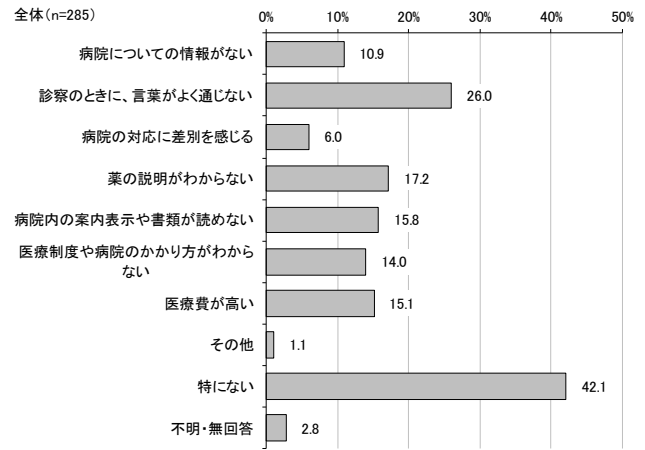


○災害に対する不安な点については、「特にない」が 38.9%で最も高く、次いで「避難場所がわからない」が 30.2%、「災害時の行動や対応がわからない」が 27.7%となっています。
 ○病院に行くときの困り事については、「特にない」が 42.1%で最も高く、次いで「診察のときに、言葉がよく通じない」が 26.0%、「薬の説明がわからない」が 17.2%となっています。

■災害に対する不安な点

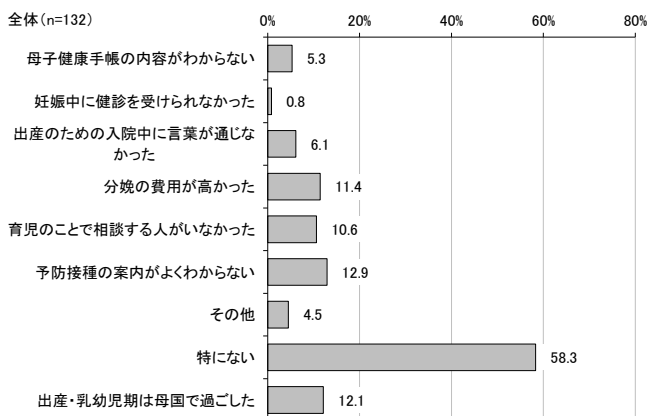


■病院に行くときの困り事

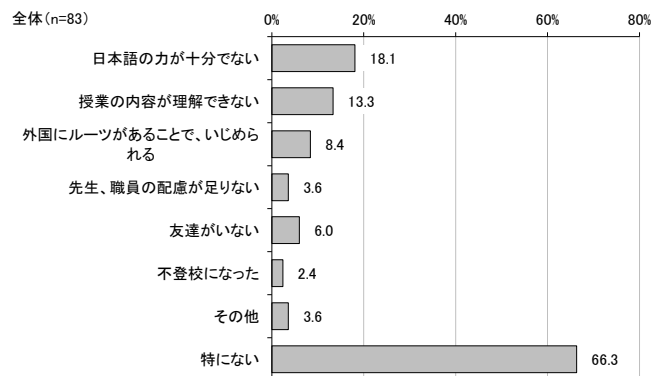


○出産・育児での困り事については、「特にない」が 58.3%で最も高く、次いで「予防接種の案内がよくわからない」が 12.9%、「出産・乳幼児期は母国で過ごした」が 12.1%となっています。
 ○学校（小・中・高校）における困り事・悩み事については、「特にない」が 66.3%で最も高く、次いで「日本語の力が十分でない」が 18.1%、「授業の内容が理解できない」が 13.3%となっています。

■出産・育児での困り事

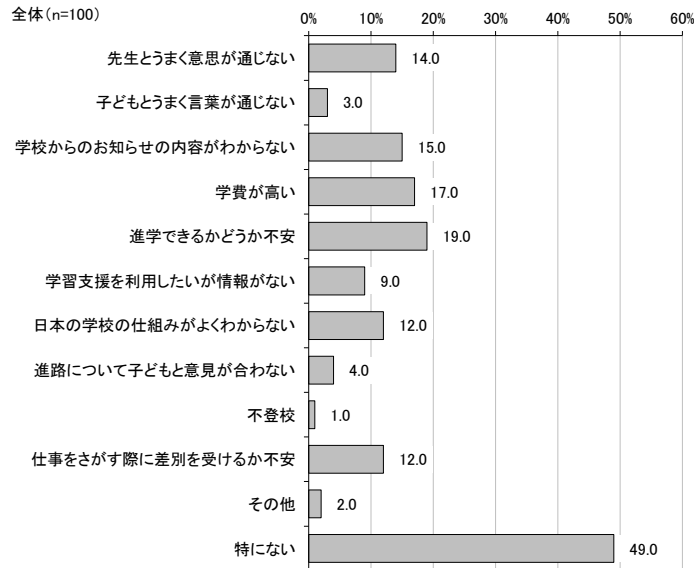


■学校（小・中・高校）における困り事・悩み事



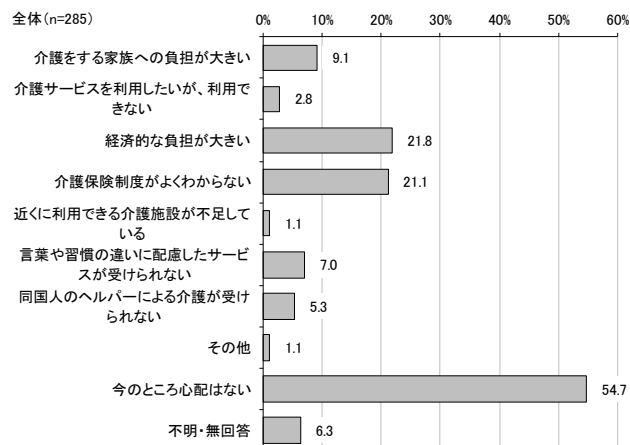
○学校と進路における不安な点については、「特にない」が49.0%で最も高く、次いで「進学できるかどうか不安」が19.0%、「学費が高い」が17.0%となっています。

■学校と進路における不安な点



○介護サービスを受ける際の困り事・心配事については、「今のところ心配はない」が54.7%で最も高く、次いで「経済的な負担が大きい」が21.8%、「介護保険制度がよくわからない」が21.1%となっています。

■介護サービスを受ける際の困り事・心配事

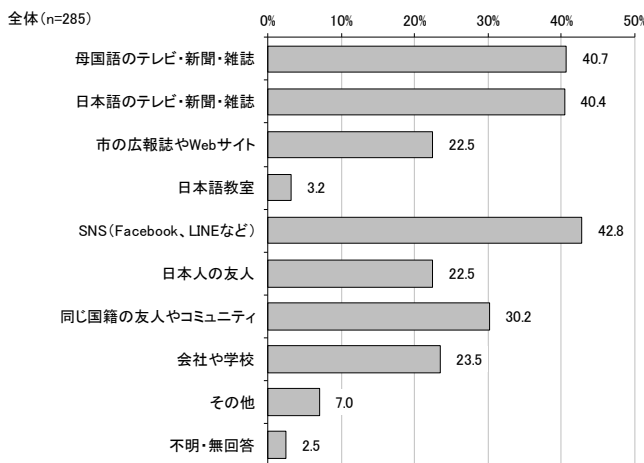


2. 必要な情報について

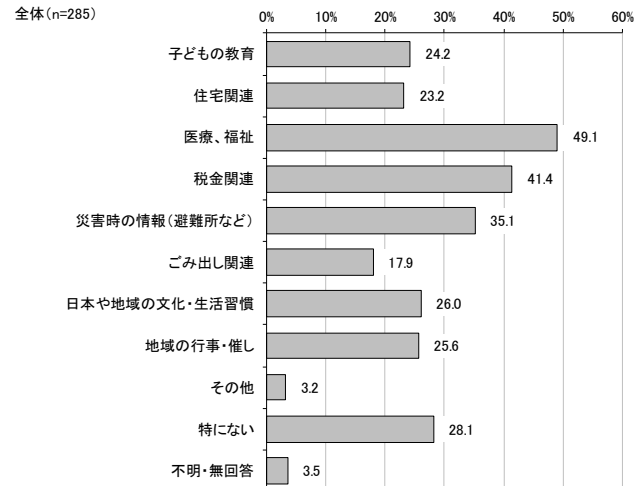
○生活に必要な情報の入手方法については、「SNS (Facebook、LINE など)」が42.8%で最も高く、次いで「母国語のテレビ・新聞・雑誌」が40.7%、「日本語のテレビ・新聞・雑誌」が40.4%となっています。

○母国語での提供が必要な情報については、「医療、福祉」が49.1%で最も高く、次いで「税金関連」が41.4%、「災害時の情報 (避難所など)」が35.1%となっています。

■生活に必要な情報の入手方法

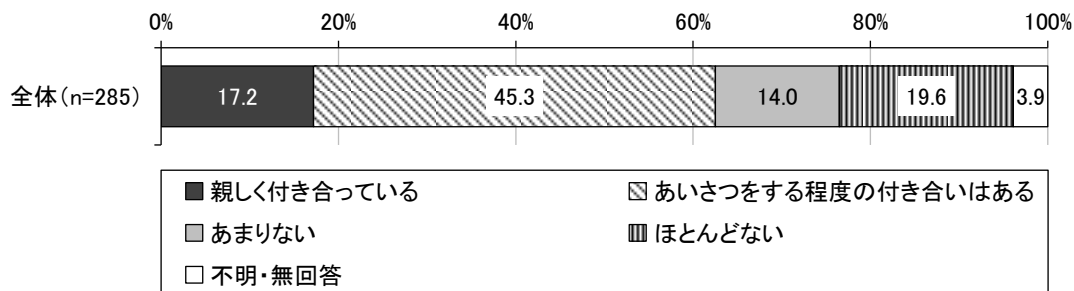


■母国語での提供が必要な情報



3. 日本人市民との交流・活動について

○近隣の日本人市民との付き合いの有無についてみると、「あいさつをする程度の付き合いはある」が45.3%、「ほとんどない」が19.6%、「親しく付き合っている」が17.2%、「あまりない」が14.0%となっており、「親しく付き合っている」と「あいさつをする程度の付き合いはある」を合わせた【付き合いがある計】は62.5%、「あまりない」と「ほとんどない」を合わせた【付き合いがない計】は33.6%となっています。

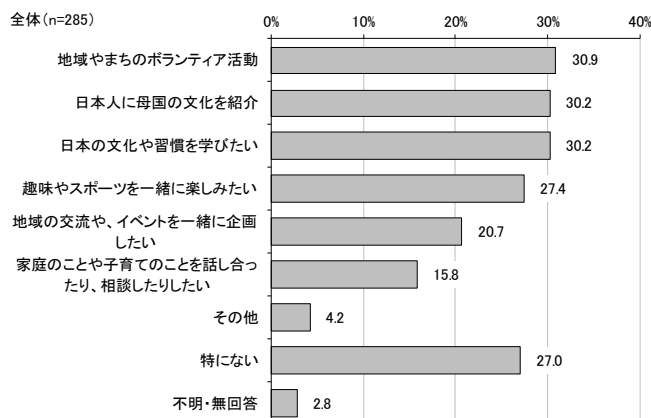
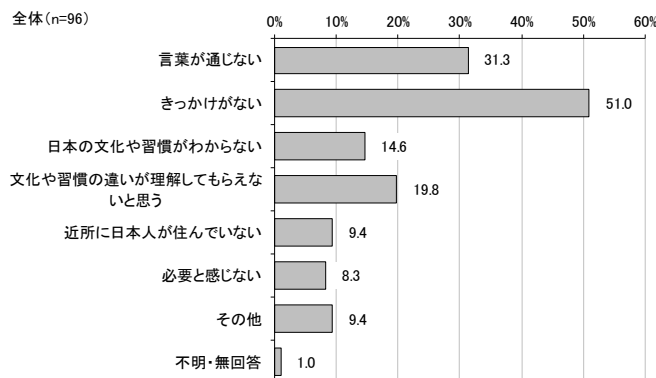


○日本人市民との付き合いがない理由については、「きっかけがない」が 51.0%で最も高く、次いで「言葉が通じない」が 31.3%、「文化や習慣の違いが理解してもらえないと思う」が 19.8%となっています。

○今後、希望する地域の日本人市民との交流についてみると、「地域やまちのボランティア活動」が 30.9%で最も高く、次いで「日本人に母国の文化を紹介」「日本の文化や習慣を学びたい」がともに 30.2%となっています。

■日本人市民との付き合いがない理由

■今後、希望する地域の日本人市民との交流



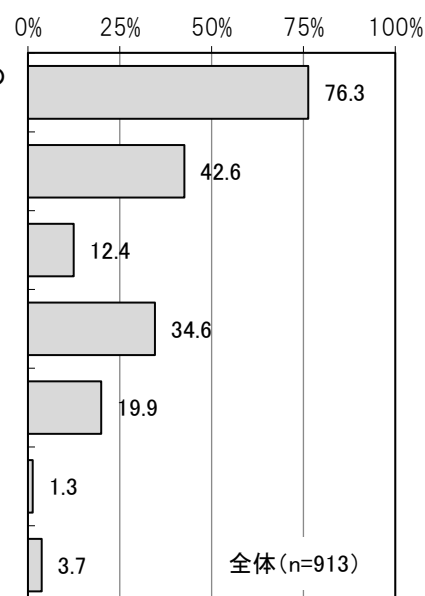
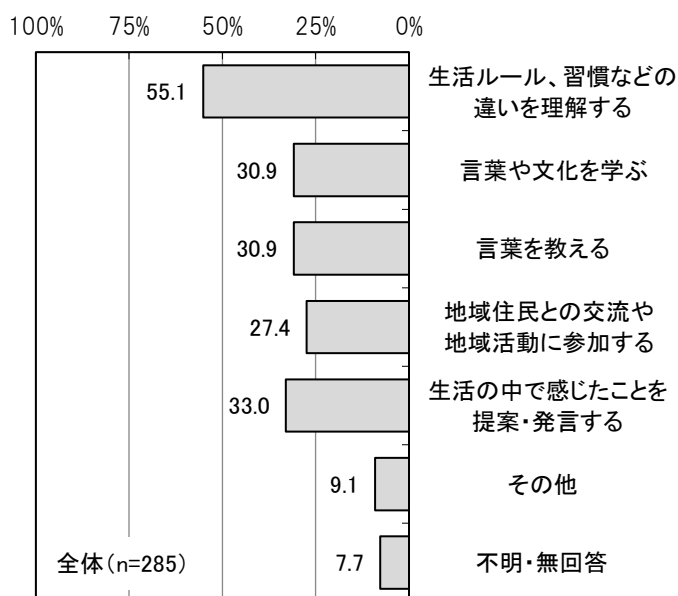
○外国人市民調査『日本人市民と共に暮らすために、日本人市民に期待すること（複数回答）』に対して、日本人市民調査『外国人市民と共に暮らすために、外国人市民に期待すること（複数回答）』では、ともに「生活ルール、習慣などの違いを理解する」が高くなっています。

外国人市民調査

日本人市民調査

■日本人市民と共に暮らすために、日本人市民に期待すること

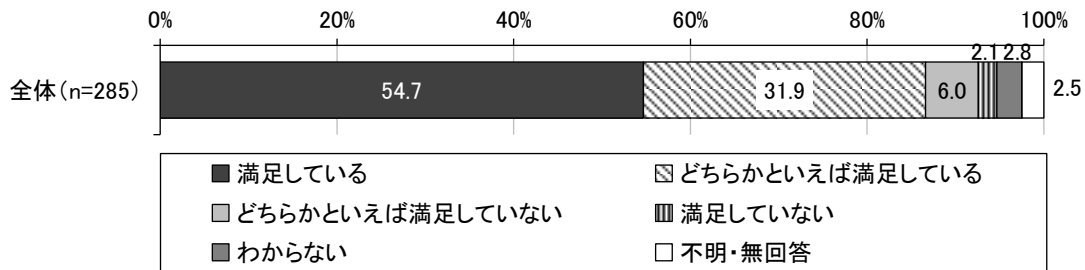
■外国人市民と共に暮らすために、外国人市民に期待すること



4. 各務原市の生活について

○各務原市での生活における満足度についてみると、「満足している」が54.7%、「どちらかといえば満足している」が31.9%、「どちらかといえば満足していない」が6.0%、「わからない」が2.8%、「満足していない」が2.1%となっています。

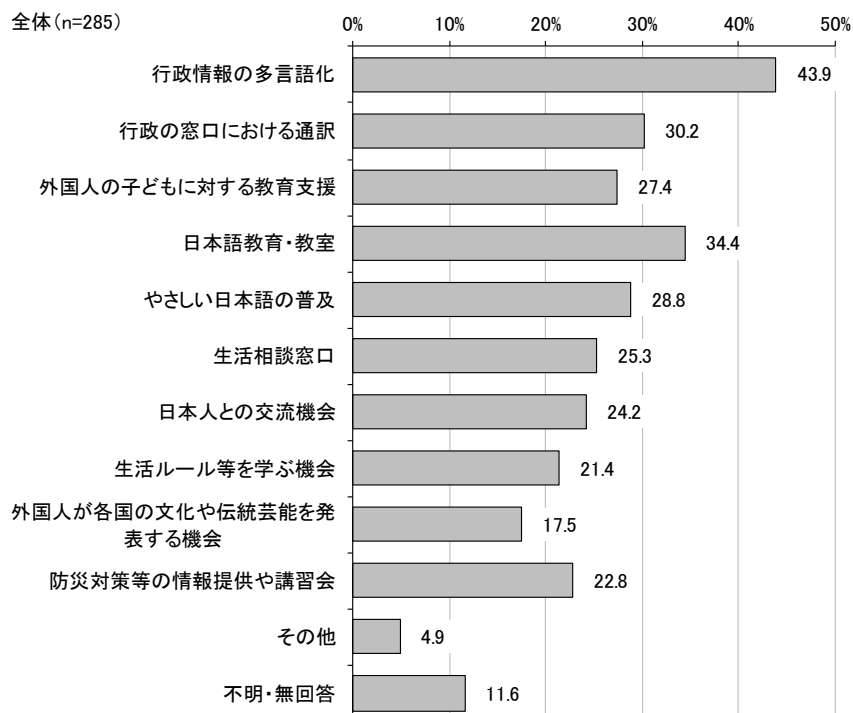
■各務原市での生活における満足度



5. 各務原市のサービスについて

○各務原市に対して充実してほしいサービスについては、「行政情報の多言語化」が43.9%で最も高く、次いで「日本語教育・教室」が34.4%、「行政の窓口における通訳」が30.2%となっています。

■各務原市に対して充実してほしいサービス



○各務原市のサービスの利用経験について、

「各務原市のWebサイト」では、「知らない」が32.6%、「利用したことがある」が30.9%、「知っているが利用したことはない」が18.6%となっており、「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせた【認知計】は49.5%となっています。

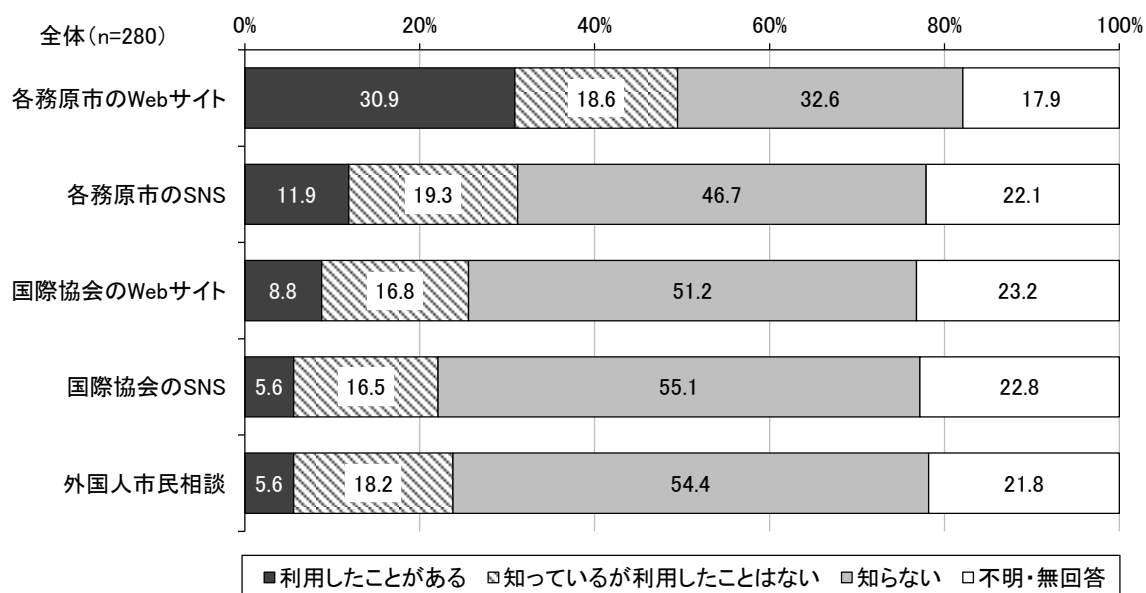
「各務原市のSNS（市公式LINE・Twitter）」では、「知らない」が46.7%、「知っているが利用したことはない」が19.3%、「利用したことがある」が11.9%となっており、「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせた【認知計】は31.2%となっています。

「国際協会※のWebサイト」では、「知らない」が51.2%、「知っているが利用したことはない」が16.8%、「利用したことがある」が8.8%となっており、「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせた【認知計】は25.6%となっています。

「国際協会のSNS」では、「知らない」が55.1%、「知っているが利用したことはない」が16.5%、「利用したことがある」が5.6%となっており、「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせた【認知計】は22.1%となっています。

「外国人市民相談（国際交流サロン）」では、「知らない」が54.4%、「知っているが利用したことはない」が18.2%、「利用したことがある」が5.6%となっており、「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせた【認知計】は23.8%となっています。

■各務原市のサービスの利用経験



※国際協会：地域に暮らす在日外国人と日本人の交流のために設立された組織。 地方自治体の外郭団体

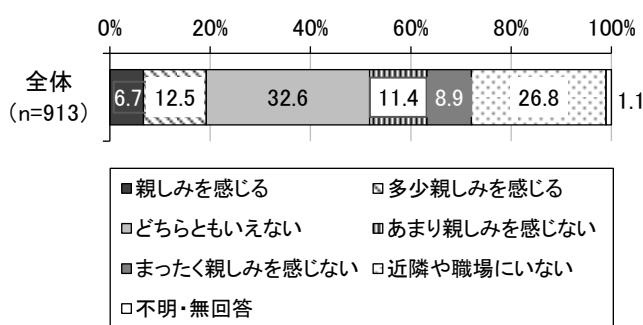
(4) 日本人市民調査結果

1. 外国人市民への理解や交流について

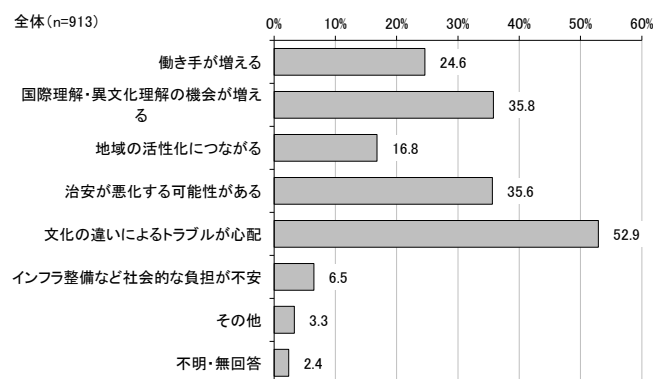
○外国人市民に対する親しみについては、「親しみを感じる」と「多少親しみを感じる」を合わせた【親しみを感じる計】は 19.2%、「あまり親しみを感じない」と「まったく親しみを感じない」を合わせた【親しみを感じない計】は 20.3%となっています。

○地域に外国人が増えることについてみると、「文化の違いによるトラブルが心配」が 52.9%で最も高く、次いで「国際理解・異文化理解の機会が増える」が 35.8%、「治安が悪化する可能性がある」が 35.6%となっています。

■外国人市民に対する親しみについて



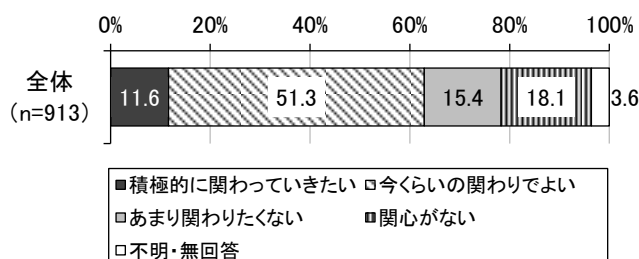
■地域に外国人が増えることについて



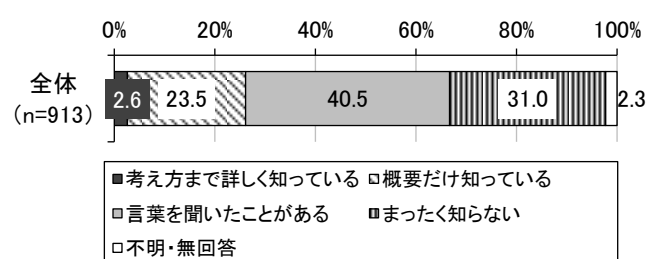
○外国人市民とのこれからの関わり合いについてみると、「今くらいの関わりでよい」が 51.3%で最も高く、次いで「関心がない」が 18.1%、「あまり関わりたくない」が 15.4%となっています。

○「多文化共生」の認知度については、「考え方で詳しく知っている」と「概要だけ知っている」を合わせた【内容認知計】は 26.1%となっています。また、【内容認知計】と「言葉を聞いたことがある」を合わせた【言葉認知計】は 66.6%と6割を超えています。

■外国人市民とのこれからの関わり合いについて



■「多文化共生」の認知度



3 ヒアリング・ワークショップからみる現状

(1) 団体・企業ヒアリング

■調査概要

調査対象者	各務原市内の多文化共生に係る各種団体・企業
調査方法	聞き取り方式又はFAXによる回収
調査期間	令和4年1月12日～令和4年3月11日
対象団体・企業数	関連団体：5団体 企業：6社

■調査結果

「多文化共生を推進するにあたり、一番大事な項目は交流」という意見が団体・企業ともに多く、イベントの開催やコミュニティの創出・活性化が求められています。

また、交流を図るためには、言葉の壁を軽減しなければならないといった意見が多く、日本語学校の充実や「やさしい日本語」の普及等を図る必要があります。

さらに、お互いを尊重し合い、理解するためには、相互の文化や考え方を知ることが必要だが、その機会が少ないという意見がありました。

未来を担う子どもたちが交流できる場を増やすことで、多文化理解が進むよう、子どもたちに焦点を当てた施策が必要との意見がありました。

(2) 外国人市民ワークショップ

■調査概要

調査対象者	外国人市民7名（市HP等での公募） （ベトナム：4名 ドイツ：1名 アメリカ：1名 ブラジル：1名）
調査期間	令和4年1月23日

■調査結果

○テーマ「生活するなかで日ごろ困ったこと・困ったことの原因・日本人に求めること」

「交流」「情報発信・入手の手段」「言葉の壁」の項目が話題になりました。

外国人市民の困り事には、「日本人との接し方が分からない」「生活情報の日本語が分かりづらい」「日本語の勉強時間を確保できない」等があり、日本人に望むこととして、「文化の違いを理解してほしい」「イベント情報を発信してほしい」「やさしい日本語を使ってほしい」等の意見がありました。



※外国人市民ワークショップの様子

(3) 日本人市民ワークショップ

■調査概要

調査対象者	日本人市民 11 名 (市HP等での公募)
調査期間	令和4年3月11日

■調査結果

○テーマ「外国人市民との相互の関わり、交流の機会、情報提供・共有等について」

外国人と日本人との共通した課題として、「文化の違い」「交流の場」「日本語を学ぶための場所」「情報提供や発信方法」等が上げられました。

「交流の場」については、交流を具体的にイメージできなければ、どうしてよいかわからないため、まずは交流の目的についての共通認識を話し合いました。

また、外国人が集まる(同国出身の人が集まる)異国料理のレストランを示すマップがあれば、外国人との交流につなげていけるのではないかと提案がありました。



※日本人市民ワークショップの様子

(4) 第1回日本人市民外国人市民合同ワークショップ

■調査概要

調査対象者	日本人市民 14 名 外国人市民 13 名 合計 27 名 (市HP等での公募) (ベトナム: 5名 アメリカ: 3名 モンゴル: 3名 ブラジル: 1名 ドイツ: 1名)
調査期間	令和4年5月22日

■調査結果

○テーマ「つながりについて」、「災害や有事等に対する課題と解決策」

外国人市民からは、「つながり」を求めているが、言葉の壁(日本語ができないことによる不安)や情報不足、仕事等による時間の制限により、友達をつくることできないという意見がありました。

「つながり」を持つための方法について、外国人市民からは「情報ツール(SNS)を活用し、人とつながる場所・イベント等の情報がわかるようにしてほしい」という意見がありました。

一方、日本人市民からは「情報の多言語化」「日本語学習の機会増」「やさしい日本語での歩みより」といった言葉の壁を軽減する意見がありました。



※第1回日本人市民外国人市民合同ワークショップの様子

また、新型コロナウイルス感染症や地震等の「災害や有事等に対する課題と解決策」について、外国人市民からは「今まで困った事がないから認識が低い」「災害に冷静に対応できるよう避難訓練が必要」「普段から近所の人たちと交流をしておくことで、いざという時に協力しあえるように、普段から近所の人たちと交流しておくことが大事」等の意見がありました。

日本人からは「避難訓練を外国人も一緒に行く」「ハザードマップを周知する」といった意見とともに、「行政からの情報が必要以上に多く、理解しにくいため、外国人にとっては重要な情報にたどり着くことが難しい」といった情報発信の問題点が指摘されました。



※第1回日本人市民外国人市民
合同ワークショップの様子

(5) 第2回日本人市民外国人市民合同ワークショップ

■調査概要

調査対象者	日本人市民 13名 外国人市民 11名 合計 24名 (市HP等での公募) (アメリカ: 6名 ベトナム: 3名 モンゴル: 1名 ドイツ: 1名)
調査期間	令和4年6月12日

■調査結果

○テーマ「つながりの実現について」

第1回日本人市民外国人市民合同ワークショップでは「つながり」がテーマになりました。第2回は「つながり」を実現するための「集まりの場」について意見を交わし、音楽(様々な国の音楽演奏・音楽鑑賞)、スポーツ(子どもから高齢者までできる簡単なスポーツ)、スポーツ観戦、食事(様々な国の食文化を紹介する・料理を作って試食する)といった言葉を介さなくても交流できるイベントのアイデアが集まりました。

一方で、必要に応じ少人数でも集まることができる企画や日常生活・子育て等の情報を交換する場等を求める意見もありました。

集客のためには、会場へのアクセスの良さに加え、イベントを定期的・長期的に開催することによりイベントのリズムを作ることが大事といった意見がありました。

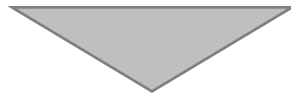


※第2回日本人市民外国人市民
合同ワークショップの様子

4 課題の総括

1. 『円滑なコミュニケーション環境の実現』

- ・《外国人市民アンケート》「普段からの不安な点、困り事」は、「日本語でのコミュニケーション」が約35%で最も高い項目となっています。
- ・《外国人市民アンケート》「日本人市民との付き合いがない理由」は、「言葉が通じない」が約31%で上位項目となっています。
- ・《外国人市民アンケート》「母国語での提供が必要な情報」については、「医療、福祉」が約49%、「税金関連」が約41%、「災害時の情報（避難所など）」が約35%となっており、難しい言葉になりがちな項目が上位にランクインしています。
- ・《外国人市民アンケート》「各務原市に対して充実してほしいサービス」は、「行政情報の多言語化」が約44%、「日本語教育・教室」が約34%と上位項目は全て言語に関する要望となっています。
- ・《企業・団体ヒアリング》一番大事な項目はコミュニケーションという意見が多くなっています。
- ・《企業・団体ヒアリング、外国人市民ワークショップ》言葉の壁を軽減するために「やさしい日本語の活用」や「日本語教室の充実」を求める意見があります。



- 行政情報の多言語化が求められているため、各種申請書類や案内文書等の多言語化が必要です。
- 災害時の情報等は母国語での提供が望まれているため、市や国際協会のホームページやSNSを多言語運用する必要があります。
- 日本人・外国人市民の共通語として「やさしい日本語」が求められているため、行政窓口をはじめ職場や学校、病院等、様々な場面で「やさしい日本語」の活用が進むよう、職員研修や市民への出前講座等を通して「やさしい日本語」の普及を図る必要があります。
- 日本語教育・教室への要望が高いため、学びの機会を増やすとともに、指導者や支援者のスキル向上を図り、国際協会や地域の日本語教室を拡充する必要があります。

医療・福祉、税金、災害時の情報

- ・行政情報がわからない
- ・日本語でのコミュニケーションが困難
- ・言葉が通じない



円滑なコミュニケーション環境の実現

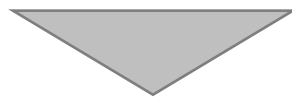
- ・市民への「やさしい日本語」の推進・周知
- ・「やさしい日本語」の職員研修
- ・市や国際協会の文書や案内チラシ、SNS等の多言語化
- ・ボランティアの確保とスキル向上
- ・「日本語教室」の実施

2. 『「つながり」（相談体制・情報提供）の充実』

- ・《外国人市民アンケート》「困り事の相談先」は、「同じ国籍の友人」が約 35%、「会社の上司や同僚」が約 33%、「日本人の友人」が約 28%と、公的な機関より比較的身近にいる人が相談先となっています。相談できる人が身近にいない場合は孤立する可能性が考えられます。
- ・《外国人市民アンケート》「各務原市に対して充実してほしいサービス」は、「行政の窓口における通訳」（約 30%）が上位項目となっています。
- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民と共に暮らすために必要な市の施策」について、「多様な言語での生活相談」が約 40%で最も高くなっています。

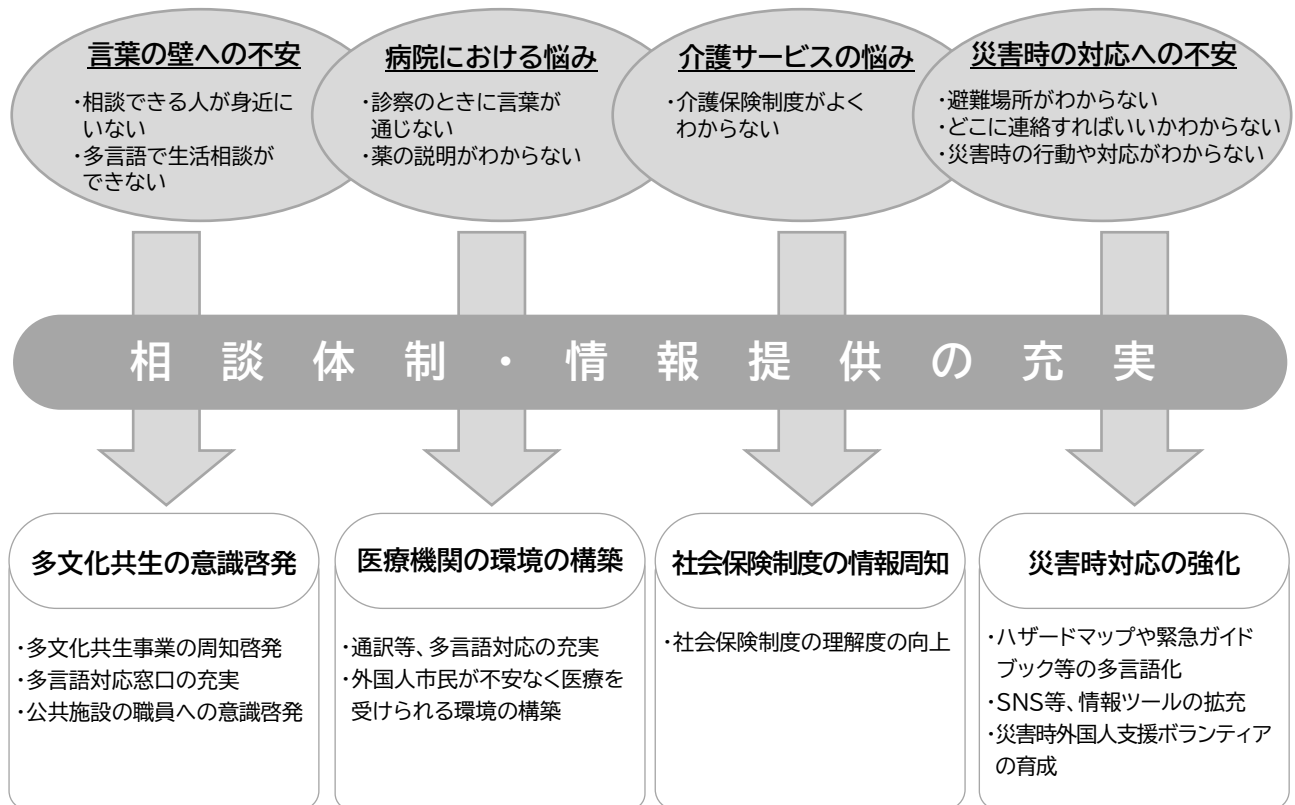
- ・《外国人市民アンケート》「生活する上で、普段からの不安な点、困り事」については、「火災や急なケガなど緊急時の対応」が約 18%、「地震や台風などの災害時の対応」が約 17%で上位項目となっており、緊急時の対応に不安を感じています。
- ・《外国人市民アンケート》「病院における困り事・悩み事」は、「診察のときに、言葉がよく通じない」が 26%、「薬の説明がわからない」が約 17%で言葉の壁が要因となっています。
- ・《外国人市民アンケート》「介護サービスを受ける際の困り事・心配事」については、「介護保険制度がよくわからない」が約 21%と制度をよく理解していない人が不安を感じています。
- ・《外国人市民アンケート》「災害に対する不安点」は、「避難場所がわからない」（約 30%）、「災害時の行動や対応がわからない」（約 28%）、「どこに連絡すればいいかわからない」（約 27%）等、緊急時における初期行動の知識不足が要因となっています。

- ・《外国人市民アンケート》「生活に必要な情報の入手方法」は、「SNS（Facebook、LINE など）」（約 43%）や「母国語のテレビ・新聞・雑誌」（約 41%）、「同じ国籍の友人やコミュニティ」（約 30%）等、情報入手ツールは多岐に渡っています。
- ・《外国人市民アンケート》「各務原市のサービスの認知度」は、「市の WEB サイト」が約 5 割となっていますが、「市の SNS」「各務原国際協会の WEB サイト」「各務原国際協会の SNS」「外国人市民相談」の認知度は 2 割台～3 割台と低くなっています。
- ・《外国人市民ワークショップ》情報の入手方法がわからないといった意見があります。



- 行政が実施している多文化共生事業の活用を促すためにも、一層の周知啓発が必要です。
- 公共施設における多言語対応窓口（オンライン対応等も含む）を充実する必要があります。
- 医療機関での言葉に関する困り事が多いことから、医療機関において通訳等多言語対応の充実を図り、外国人市民が不安なく医療を受けられる環境を構築することが必要です。
- 介護保険制度等についてわからない人が多いことから、社会保障制度等の情報周知を図り、制度の理解を深めることが必要です。
- 緊急時に適切な行動ができるように、ハザードマップや緊急ガイドブック等の多言語化が必要です。

- 緊急時に正確な情報を送受信できるよう、インターネットや SNS 等を利用した情報ツールを拡充するとともに、ツールを最大限に活用できる情報システムの構築が必要です。
また、キーパーソンを介した口コミによる情報発信も必要です。
- 大規模災害に備え、災害時外国人支援ボランティアの登録者の増加と養成を図ることが必要です。

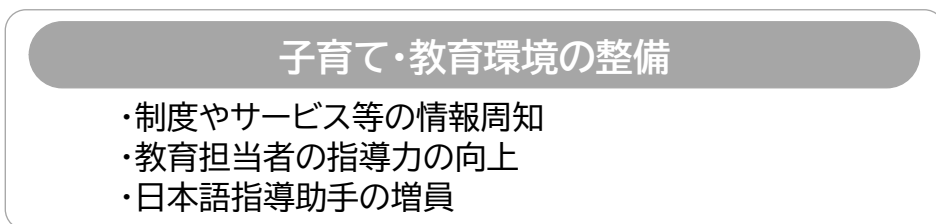
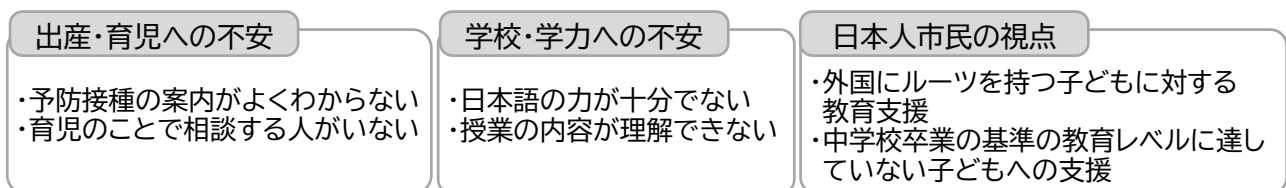


3. 『子育て・教育環境の整備』

- ・《各務原市人口統計》各務原市では、身分・地位に基づく在留資格が約6割を占め、さらに長期滞在者が増加する傾向にあることから、妊娠・出産・子育てまでを支える仕組みが必要です。
- ・《外国人市民アンケート》「出産・育児の困り事」は、「予防接種の案内がよくわからない」が約13%、「育児のことで相談する人がいなかった」が約11%と、仕組みや制度に関して理解されていない人や、相談する手段がない人がともに1割程度存在していると推測します。
- ・《外国人児童生徒調査》外国人児童生徒（小・中学校）の6割が日本語の指導を必要としています。
- ・《外国人市民アンケート》「学校における困り事・悩み事」は、「日本語の力が十分でない」が約18%、「授業の内容が理解できない」が約13%と、日本語の理解力が要因となる項目が上位になっています。
- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民と共に暮らすために必要な市の施策」について、「外国籍の子どもに対する教育支援」が約36%で上位項目となっています。
- ・《企業・団体ヒアリング》中学校卒業の基準に満たない子どもの進学支援が必要といった意見がありました。



- 子育てに関して、制度についてわからない人や相談する手段がない人が多いことから、制度やサービス等の情報周知を図り理解を深めるとともに、誰もがサービスを楽しむ環境を整備することが必要です。
- 学校における困り事・悩み事は、言葉の壁を要因とする項目が多く、日本語指導が必要な外国人児童生徒は6割におよぶことから、小中学校の外国人児童生徒教育担当者の指導力向上や外国人児童生徒のサポートを行う日本語指導助手の増員が必要です。

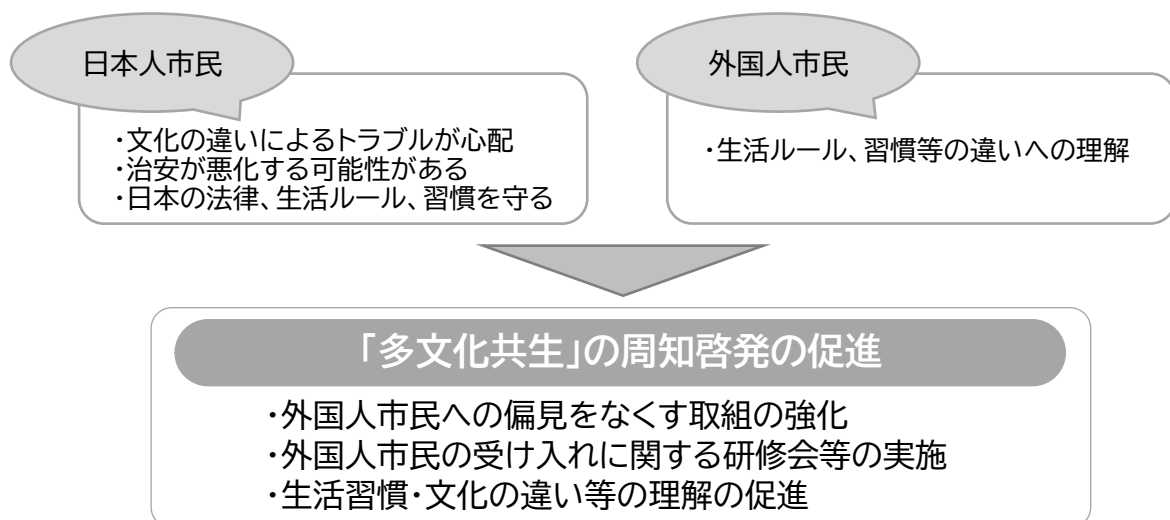


4. 『多文化共生の意識づくり』

- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民に対する親しみ」に関する回答は、「親しみを感じる」と「多少親しみを感じる」を合わせた【親しみを感じる計】が約 19%、「外国人市民とのこれからの関わり合い」に関する回答は、「積極的に関わっていききたい」が約 12%と、外国人市民に親しみを感じられず、関わり合うことに消極的な人が多いです。
- ・《日本人市民アンケート》「各務原市に外国人市民が増えること」について、好意的に捉える人がいる一方で、「文化の違いによるトラブルが心配」が約 53%、「治安が悪化する可能性がある」が約 36%と不安を感じる人が多いです。
- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民との相互理解を深めるために地域で必要なこと」について、「差別意識を持たないようにする」が約 49%で上位項目となっています。
- ・《外国人市民アンケート》「日本人市民と共に暮らすために日本人市民に期待すること」について、「生活ルール、習慣などの違いを理解する」が約 55%と半数を超えています。
- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民と共に暮らすために外国人市民に期待すること」について、「日本の法律、生活ルール、習慣を守る」が約 76%と高くなっています。
- ・《日本人市民アンケート》「多文化共生の認知度」については、「考え方まで詳しく知っている」と「概要だけ知っている」を合わせた【内容認知計】が約 26%と 3 割を下回っています。



- 日本人市民への「多文化共生」の周知啓発を促進し、外国人市民への偏見等をなくす取組を強化するとともに、人権尊重意識の向上を図ることが必要です。
- 日本人市民向けに自治会等で外国人市民の受け入れに関する研修会等を実施することが必要です。
- 「共に暮らすために、期待すること」についての質問に対しては、外国人市民・日本人市民ともに「生活ルール、習慣などの違いを理解する」が最も多いことから、お互いの生活習慣・文化への理解を促進する必要があります。

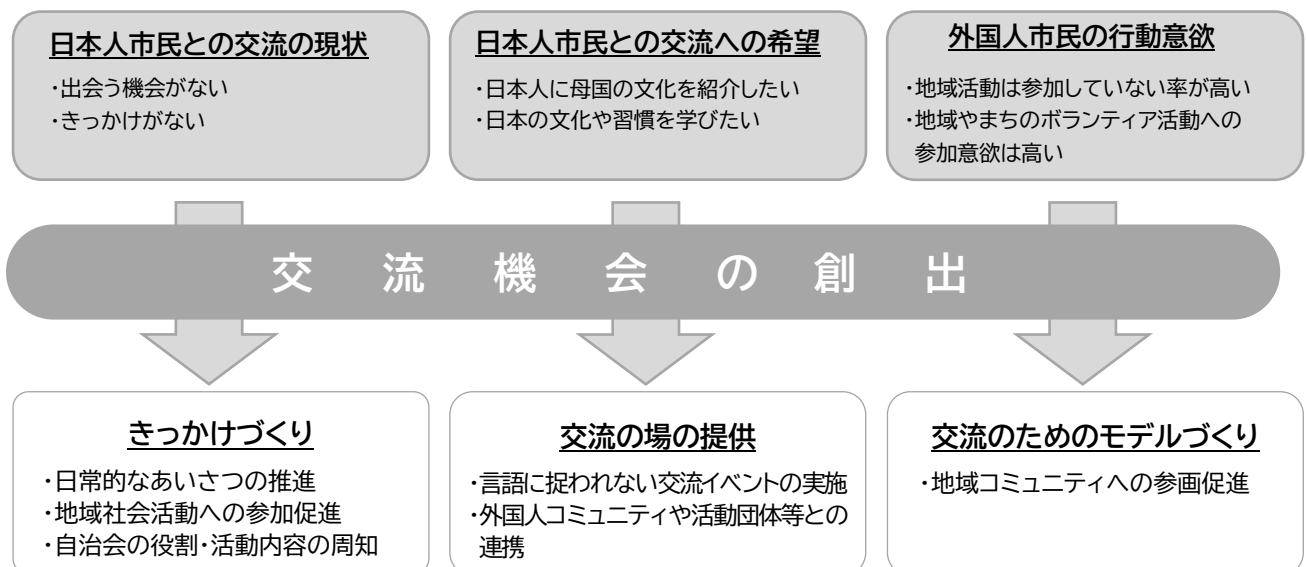


5. 『交流機会の創出』

- ・《外国人市民アンケート》「近隣の日本人市民との付き合いの有無」の回答は、「あまりない」と「ほとんどない」を合わせた【付き合いがない計】が約34%と3割を超えています。
- ・《外国人市民アンケート》「日本人市民との付き合いがない理由」については、「きっかけがない」が51%で最も高くなっています。
- ・《日本人市民アンケート》「外国人市民との交流における課題」については、「出会う機会がない」が約32%と3割を超えています。
- ・「外国人市民と日本人市民が共に暮らすために、自分たちができること」については、「あいさつをするなど気軽に交流をする」が外国人市民アンケート（約66%）、日本人市民アンケート（約68%）ともに6割台で最も高い項目となっています。
- ・《外国人市民アンケート》「地域の日本人との交流」については、約70%の人が交流を希望し、「日本人に母国の文化を紹介」「日本の文化や習慣を学びたい」が上位項目となっています。
- ・《企業・団体ヒアリング、外国人市民・日本人市民ワークショップ》外国人市民は日本語能力に関わらず、日本人との交流を希望しています。
- ・《外国人市民アンケート》「日本人と共に行う地域活動」については、「参加していない」が約42%で最も高く、「今後、取り組みたい日本人との地域交流」については、「地域やまちのボランティア活動」が約31%で最も高くなっています。



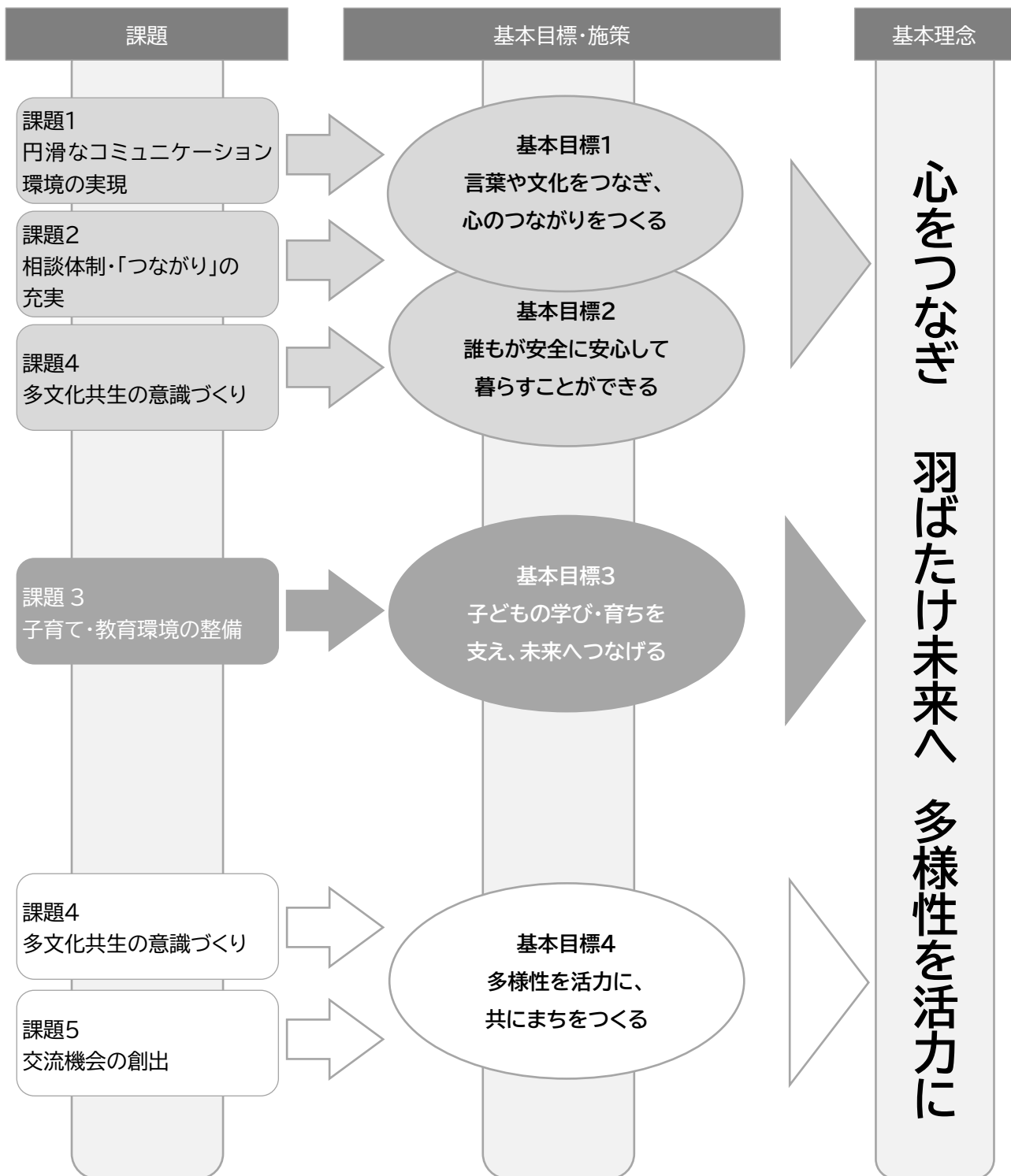
- 日本人市民との付き合いがない理由は「きっかけがないため」という外国人市民が多いことから、簡単に実行できる日常的なあいさつの推進や自治会・地域社会活動への参加促進等、地域に馴染むきっかけづくりを進めるとともに、自治会の役割や活動を周知する必要があります。
- 外国人市民は、日本語能力に関わらず、何かしら日本人との交流を希望していることから、食やスポーツ、音楽等、言語に捉われない交流イベントを求めています。外国人コミュニティ（外国料理店・外国食材店・教会等）や活動団体等と連携して交流機会を創出する必要があります。
- 地域やまちのボランティア活動への参加意欲が高いことから、地域コミュニティへの参画を促進するモデル事業が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

アンケート調査結果等から「つながり」が必要であることがわかりました。言葉や文化等が異なる人々が多様性を認め合い、地域住民として共に暮らし活躍できるよう、心のつながりをつくり、未来へ羽ばたく子どもたちの学び・育ちを支え、多様性を活力に「多文化共生社会」の実現を目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、本計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 言葉や文化をつなぎ、心のつながりをつくる

言語の壁を軽減し、円滑なコミュニケーション環境を構築するとともに、多文化共生の意識醸成を図ることで、心がつながる誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

行政・生活情報、施設利用案内、各担当窓口における多言語化を促進し、利用してもらいやすい環境づくりを推進します。

また、日本語学習の機会を充実するとともに、「やさしい日本語」を用いた行政の窓口対応や職員研修、市民に対する出前講座等を促進し、外国人市民・日本人市民の共通語として「やさしい日本語」の周知啓発を推進します。

さらに、行政情報や日本社会の習慣等を記載した、多言語の生活ハンドブックを提供する等、外国人市民が地域住民として滞りなく生活できる環境整備を図ります。

文化や生活習慣の違いを認め合い理解することでお互いが尊重できるよう、多文化共生の研修や人権尊重意識の啓発等を促進し、多文化共生の意識の向上を図ります。

基本目標2 誰もが安全に安心して暮らすことができる

生活基盤の充実を図ることで、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指します。

生活の柱となる住宅に関する支援や働きやすい労働環境を確保するとともに、医療・保健・福祉等については、外国人市民にもわかりやすい情報提供の充実を図ります。

災害時への対応については、平常時より情報提供を推進するとともに、外国人市民が支援の担い手となるよう自主防災組織等への外国人市民の参画を促進します。

また、感染症対策においても、情報提供や相談・サポート体制等の充実を図ります。

基本目標3 子どもの学び・育ちを支え、未来へつなげる

子育て・教育環境の充実を図り、子どもの学びや育ちを支えることで、誰ひとり取り残さない未来に向けたまちづくりを目指します。

長期滞在の外国人市民が増えていることから、妊娠・出産・子育てにおける制度や事業の情報提供を充実するとともに、必要な支援やサービスにつなぐ体制の強化を図ります。

また、外国人児童や若者が不就学や不登校等にならないよう、児童生徒および保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートを行います。

不就学や不登校の児童生徒に対しては就学支援や相談支援を行うなど、希望の進路を選択できるような教育環境の整備を促進します。

基本目標4 多様性を活力に、共にまちをつくる

言葉や文化等が異なる人々の交流の深化を図り、多様性を活かして、共にかがやき活気にみちたまちづくりを目指します。

多文化共生に関するイベントの開催や、言葉や文化等が異なる人々が気軽に集うことができる交流機会を創出し、新しい発想や活動が生まれる環境づくりを促進します。

また、外国人市民が地域社会の一員として、地域活動に参加し、意見したり、個性や考え方、経験、能力を発揮できる仕組みを構築します。

3 成果指標

基本理念の実現に向けて進捗管理を行います。基本目標の達成度を定期的・継続的に測定できる指標を設定し、多文化共生施策の効果を検証します。

基本目標	成果指標	現状値	目標値 (R11)
1 言葉や文化を つなぎ、 心のつながりを つくる	【指標1】 日本人市民の市民調査において外国人市民に対する親しみを「親しみを感じる」「多少親しみを感じる」と回答した人の割合の増加	19.2% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	40.0%
	【指標2】 日本人市民の市民調査における「多文化共生の言葉・考え方」について「考え方まで詳しく知っている」「概要だけ知っている」と回答した人の割合の増加	26.1% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	50.0%
	【指標3】 各務原国際協会（KIA）のSNSの登録者数の増加	600人 【2022（令和4）年4月現在】	1,000 人
2 誰もが安全に 安心して 暮らすことが できる	【指標4】 外国人市民の市民調査における「各務原市での生活の満足度」について「満足している」と回答した人の割合の増加	54.7% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	65.0%
	【指標5】 災害時外国人支援ボランティアの人数の増加	40人 【2022（令和4）年4月現在】	60人
3 子どもの学び・ 育ちを支え、 未来へつなげる	【指標6】 外国人市民の市民調査における「出産・育児での困り事」について「育児のことで相談する人がいなかった」と回答した人の割合の減少	10.6% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	0.0%
	【指標7】 外国にルーツを持つ子どもの学び場の増加	2カ所 【2022（令和4）年4月現在】	5カ所
	【指標8】 外国人市民の市民調査における「お子さんまたはあなた自身の学校と進路における不安な点」について何かしら不安があると回答した人の割合の減少	51.0% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	30.0%
4 多様性を活力に、 共にまちをつくる	【指標9】 多文化共生・国際交流イベントの参加者数（KIA フェス 実行委員、企画ボランティア等）の増加	30人 【実行委員数 2022 （令和4年）】	60人
	【指標10】 外国人市民の市民調査における「日本人と共に行う地域活動への参加の有無」について「参加していない」と回答した人の割合の減少	42.1% 【2021（令和3）年度 多文化共生市民調査】	30.0%

4 施策の体系

基本理念

基本目標・施策

心をつなぎ

羽ばたけ未来へ

多様性を活力に

基本目標1 言葉や文化をつなぎ、心をつながりをつくる

- (1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- (2) 日本語教育の推進
- (3) 生活オリエンテーションの実施
- (4) 多文化共生の意識の向上

基本目標2 誰もが安全に安心して暮らすことができる

- (5) 住宅確保のための支援
- (6) 適正な労働環境の確保
- (7) 医療・保健・福祉サービスの提供
- (8) 災害時・感染症流行時の支援体制の整備

基本目標3 子どもの学び・育ちを支え、未来へつなげる

- (9) 子ども・子育てに関する支援体制の充実
- (10) 子どもへの教育機会の確保

基本目標4 多様性を活力に、共にまちをつくる

- (11) 交流機会の充実
- (12) 外国人市民の社会参画支援、
連携・協働による地域活性化の推進

第4章 計画の内容

1 施策・事業の内容

基本目標 1

言葉や文化をつなぎ、
心のつながりをつくる



施策（1） 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

外国人市民にとって必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築できるよう、様々なツールや媒体を活用するとともに、多言語化による情報提供の充実を図ります。

また、生活全般に関する相談窓口（国際交流サロン）に通訳相談員を配置し、外国人市民が相談しやすい体制の整備を進めます。

具体的な取組	内容	担当課
行政情報の多言語化	広報紙・母子健康手帳（親子手帳）・転入出届等、外国人の生活に深く関係する書類の多言語化を行います。	各課
施設利用案内の多言語表示	施設の案内や、利用についての注意事項等の多言語化を行います。	各課
各担当窓口での多言語対応	電話通訳を活用し、各窓口において外国人窓口対応の充実を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
A I 通訳機による多言語通訳サービス	A I 通訳機を活用し、通訳がフォローしていない言語の対応を拡充します。	観光交流課 (各務原国際協会)
「やさしい日本語」に関する研修会の開催	市内や市外を対象に「やさしい日本語講座」を行い、周知啓発を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
行政サービスの認知度・利用頻度の向上	市ウェブサイトの多言語対応（英語、韓国語、ポルトガル語等）を行い、行政サービスの認知度・利用頻度の向上を図ります。	広報課
国際交流サロンの認知度・利用頻度の向上	市の広報や、各務原国際協会等と連携し、国際交流サロンの認知度・利用頻度の向上を進めます。	観光交流課 (各務原国際協会)

具体的な取組	内容	担当課
通訳職員配置・外国人相談員の登用	各課による要請に基づき、通訳職員（ポルトガル語・英語・ベトナム語）の派遣を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)



※国際交流サロンにてワクチン代行予約の様子

施策（２） 日本語教育の推進

各務原国際協会や団体等の日本語教育活動を支援するとともに、日本語ボランティア指導者の育成・確保に取り組み、外国人市民の生活環境やニーズに応じた日本語学習の機会を提供します。

具体的な取組	内容	担当課
生活に必要な日本語教室の開催	あいさつやゴミの出し方、病気、火事、地震等、生活に必要な日本語を学びます。	観光交流課 (各務原国際協会)
スキルアップにつながる日本語教室の開催	受講者の能力に応じて長期的に日本語を学びます。	観光交流課 (各務原国際協会)
日本語ボランティア養成講座の実施	日本語教室で活動するボランティアのスキルアップを目指します。	観光交流課 (各務原国際協会)
日本語教育関係機関との連携体制の構築	岐阜県や岐阜県国際交流センターと連携し、教室運営の改善や教育人材の育成を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
日本語教室を行う個人・団体への活動支援	日本語教室を開設している個人・団体に施設使用料の補助を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)



※日本語教室の様子

施策（３） 生活オリエンテーションの実施

地域で生活を始める外国人市民に、オリエンテーションや多言語化されたガイドブック等を提供し、行政情報やごみ出し等の生活マナーを分かりやすく伝え、スムーズに地域社会に馴染むことができるよう支援します。

具体的な取組	内容	担当課
生活マナー等を記載したオリエンテーション資料の多言語化	生活ハンドブック等、生活マナーを記載したパンフレットの多言語化（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、「やさしい日本語」併記）を行います。	観光交流課 （各務原国際協会）
生活オリエンテーションの実施	外国人市民が地域生活をスムーズに行えるよう、転入時に職員がオリエンテーションを実施します。	観光交流課 （各務原国際協会）
ごみ出しガイドブックの多言語化	ごみの分別方法等、ごみ出しのマナーを記載した冊子の多言語化（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語、スペイン語等）を行います。	環境政策課



※生活ハンドブック・ごみ出しガイドブック

施策（４）多文化共生の意識の向上

多文化共生意識を醸成し相互理解を深めるため、「やさしい日本語」の普及や外国人の人権尊重意識の啓発、「多文化共生」の研修等、お互いの文化・習慣を理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。

具体的な取組	内容	担当課
「やさしい日本語」の普及啓発	「やさしい日本語」に関する講座を開催し、普及を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
「やさしい日本語」サロンの開催	「やさしい日本語」サロンを開催し、「やさしい日本語」の啓発と情報提供を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
人権尊重意識の啓発	人権講演会を開催し、差別やヘイトクライムの解消に向けて取り組みます。	まちづくり推進課
多文化共生に関する研修やイベントの開催	多文化共生を学ぶ講座やイベントを開催します。	観光交流課 (各務原国際協会)
職員に向けた「多文化共生」研修の実施	「多文化共生」や「やさしい日本語」の職員研修を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
多文化共生啓発リーフレットの配布	県内・市内の外国人の状況や多文化共生の内容、実生活での異文化理解体験談、行動促進等を4コママンガや「やさしい日本語」等で説明したリーフレットを児童に配布します。	観光交流課 (各務原国際協会)
出前講座の実施	学校や自治会、団体等の希望に応じて国際交流職員が出向き、多文化共生啓発リーフレットの内容についてコントを交えて、分かりやすく伝えます。	観光交流課 (各務原国際協会)

基本目標 2

誰もが安全に安心して暮らすことができる



施策（5） 住宅確保のための支援

仲介業者の情報や、住宅に関する慣習・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人市民に対する居住支援を推進します。

具体的な取組	内容	担当課
市営住宅の入居者募集案内、入居申込書等の多言語化	入居募集時のホームページ掲載文、入居申込書等の多言語化を行います。	建築指導課
入居のしおりの多言語版の作成	入居募集のしおりを多言語化し、外国人入居希望者の対応を充実します。	建築指導課
生活マナー等を記載したオリエンテーション資料の多言語化 【再掲】	生活ハンドブック等、生活マナーを記載したパンフレットの多言語化（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、「やさしい日本語」併記）を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人の住まいに関する情報提供	住まい探しにお困りの外国人に対し、セーフティネット住宅情報提供システムを活用して相談・案内を行います。	建築指導課

施策（6） 適正な労働環境の確保

外国人市民の就業機会の確保や就労における課題解決に向けて、関係機関と連携し、情報提供等を行います。

具体的な取組	内容	担当課
就労関係機関との連携強化	外国人就労支援を所管する部署（岐阜労働局、県労働雇用課、県産業人材課）と連携強化を図ります。	商工振興課
外国人市民に対する職業訓練等の情報提供	職業訓練を所管する部署（ハローワーク、県労働雇用課）から情報を収集するとともに、広報等で周知を行います。	商工振興課
外国人市民の就労に関する相談対応	外国人からの就労相談に対応する部署（ハローワーク、県ジンチャレ）から情報を収集するとともに、広報等による周知を図ります。	商工振興課

具体的な取組	内容	担当課
関係団体との連携による外国人市民の起業支援	各務原商工会議所・岐阜県よろず支援拠点等と連携し、起業のための相談業務・セミナー開催等の支援体制の充実を図ります。	商工振興課

施策（7） 医療・保健・福祉サービスの提供

医療や保険、福祉サービス等の制度は、外国人市民にとって理解することが難しいため、多言語化などにより情報を分かりやすく提供します。また、妊婦や高齢者、障がい者等が求めるサービスにつながるよう、外国人市民のライフサイクルに応じた相談体制の強化を図ります。外国人市民が安心して医療や福祉サービスを利用できる環境整備を進めます。

具体的な取組	内容	担当課
健（検）診問診票（多言語版）の作成	乳幼児健診の問診票、予防接種予診票、乳がん検診の問診票等の多言語版を作成します。	健康管理課
医療情報の多言語化	市内医療機関や休日を受診できる医療機関をウェブサイト等において多言語での周知を行います。	健康管理課
外国人市民の健康相談	成人・母子保健事業において、翻訳職員や電話通訳を活用した健康相談を行います。	健康管理課
医療・福祉分野における関係機関との連携強化	妊婦等の個別的な相談支援に関して福祉分野の関係機関と連携を図ります。	関係課
福祉制度に関する情報の多言語化	福祉制度に関する情報を翻訳し、外国人市民へ提供します。	関係課
福祉サービス提供窓口における多言語対応	翻訳職員や電話通訳等を活用して多言語で対応します。	関係課



※ワクチン接種外国人 DAY における通訳の様子

施策（８） 災害時・感染症流行時の支援体制の整備

災害発生時に外国人が適切に避難できるよう、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人市民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。

また、災害時外国人支援ボランティアへの登録を働きかけるとともに、登録者を対象とした研修等によるスキルアップを図ります。

具体的な取組	内容	担当課
避難所での多言語化	避難所における掲示物の多言語化を行います。	防災対策課
災害時支援ボランティアの養成	ボランティア登録の呼びかけを行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人市民を対象とした防災講座等の開催	外国人市民を対象に防災知識を学習する講座等を実施し、防災意識の向上を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
防災ハンドブック、ハザードマップの多言語化	ハザードマップの多言語化を行います。	防災対策課
緊急時の多言語情報伝達システムの構築	国際交流職員や災害時ボランティアと連携し、多言語での迅速な情報伝達を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
「災害時多言語支援センター」の設置	災害時に「災害時多言語支援センター」を設置し、外国人市民の支援体制の充実を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
インターネットや SNS 等を利用する等、情報ツールの充実	インターネットや各種 SNS（ツイッター、ライン）、メール等を活用する等、情報発信におけるツールの充実を図ります。	広報課



※避難所で使用する多言語ボード・ピクトグラム

基本目標3

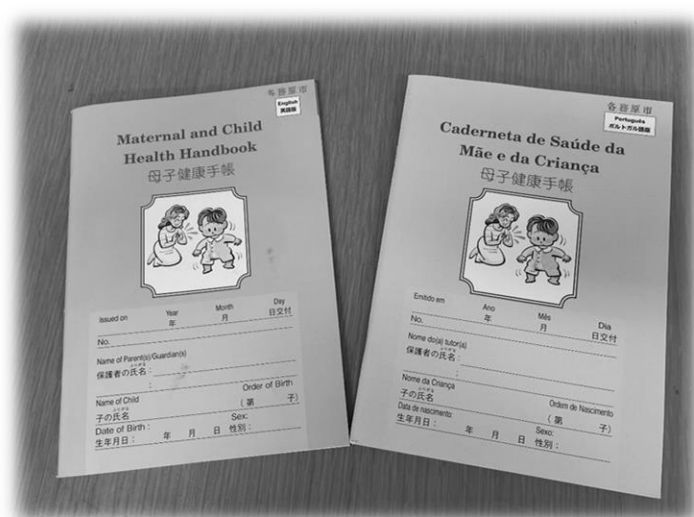
子どもの学び・育ちを支え
未来へつなげる



施策（9） 子ども・子育てに関する支援体制の充実

子育て支援に関わる各種サービス情報を多言語で分かりやすく紹介する「子育てガイドブック」を配布するなど、子ども・子育てに関する情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を促進し、外国人市民が安心して子育てできる環境の整備を進めます。

具体的な取組	内容	担当課
子育て・福祉サービス情報の多言語化	英語・ポルトガル語による児童手当等の案内を行います。	子ども家庭支援課
子育て相談窓口の多言語対応	電話通訳を活用し、子育て相談窓口における多言語対応を行います。	子ども家庭支援課
母子健康手帳（親子手帳）の多言語化	多言語の母子健康手帳（親子手帳）を準備し、妊娠届け出の際に交付します。	健康管理課
子育てプチガイドの多言語化	子育てプチガイドの多言語版（やさしい日本語、英語・ポルトガル語）を作成し、妊娠届け出の際や保育所等の入所受付の際に配布します。	子育て応援課



※英語・ポルトガル語母子健康手帳（親子手帳）

施策（10） 子どもへの教育機会の確保

外国にルーツを持つ子どもたちが学校生活に適応し、希望する進路を目指して学習できるよう、市及び教育委員会、ボランティア団体等が連携し、日本語の学習支援の充実を図ります。

また、保護者や子どもに対して、教育制度や進路進学に関する多言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。全ての子どもに多文化共生・国際理解に対する意識を育む学習機会を提供します。

具体的な取組	内容	担当課
就学前教育・保育施設等の利用促進	申請書類等の多言語化（やさしい日本語、ポルトガル語、英語）を行います。	子育て応援課
就学前児童の日本語指導	状況に応じて、Futuro 教室*において年長児の受入れを実施します。	学校教育課
幼児教育制度・保育園関連情報の多言語化	申請書類等の多言語化（やさしい日本語、ポルトガル語、英語）を行います。	子育て応援課
外国人児童生徒の受入れの促進	新小学1年生、市内転入時において、就学の意味確認を行い、受入れを促進します。	学校教育課
小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般における情報の多言語化	就学時に学校生活や就学援助制度の説明を多言語で行います。（ポルトガル語、英語、タガログ語に対応）	学校教育課
日本語能力に応じた学習機会の提供	日本語初期指導教室（Futuro 教室）を設けるとともに、Futuro 巡回指導員（ポルトガル語、英語、タガログ語）の配置を行います。	学校教育課
母語学習の支援	英語やポルトガル語等、母語で絵本読み聞かせを行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
加配職員等の配置	各学校の状況等を踏まえて、日本語教室を設置し、加配教員の配置を県教育委員会に要望します。	学校教育課
外国人児童生徒等の学習支援体制の充実	Futuro 教室や巡回指導員の配置の充実を図ります。	学校教育課

※Futuro 教室：来日後、および日本の学校に通ったことがない等、日本語の習得が不十分な外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導や学校への適応指導を集中的に行う教室

具体的な取組	内容	担当課
学齢期を過ぎた子どもへのフォロー 一体体制の充実	学齢期をすぎた外国にルーツを持つ子どもについては、団体と連携し、日本語の学びの機会と相談体制の充実を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
子どもの学び場の充実	外国にルーツを持つ子どもの学び場を運営する個人・団体を支援し、学習機会の充実と利用促進を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
不就学の外国人児童生徒の就学支援	希望に応じて受け入れ、就学支援へとつなげます。	学校教育課
児童生徒教育相談窓口の設置	既存の教育相談支援体制を生かし、不登校などの相談の充実を図ります。	学校教育課
児童生徒や保護者を対象とした進路の説明・相談	各学校における進路懇談・説明会に Futuro 巡回指導員等を必要に応じて派遣します。	学校教育課
国際理解教育の実施	各教科、各領域において、学習指導要領に準じて学習を行います。 国際理解に重点をおいた学校がある場合は、特色ある学習活動に取り組みます。	学校教育課
多文化共生啓発リーフレットの配布 【再掲】	県内・市内の外国人の状況や多文化共生の内容、実生活での異文化理解体験談、行動促進等を4コママンガや「やさしい日本語」等で説明したリーフレットを児童に配布します。	観光交流課 (各務原国際協会)



※Futuro 教室の様子

基本目標 4

多様性を活かに、
共にまちをつくる



施策（11） 交流機会の充実

異なる文化を持つ市民どうしが、お互いの文化や習慣に触れ、交流意欲を高め、地域活動への参加につながるよう、多文化共生に関するイベントやワークショップ等を通じて、気軽に集い交流できる機会の創出を図ります。

具体的な取組	内容	担当課
言葉や文化等が異なる人々が気軽に集える交流機会の提供	言葉や文化等が異なる人々が参加できるイベントを開催します。	観光交流課 (各務原国際協会)
言葉や文化等が異なる人々が意見を交える機会の提供	言葉や文化等が異なる人々が意見を交えるワークショップを開催します。	観光交流課 (各務原国際協会)
団体・企業等と連携した交流機会の提供	団体・企業等と連携し、言葉や文化等が異なる人々との交流機会の創出を促します。	観光交流課 (各務原国際協会)



※KIA フェスティバル 2020 の様子

施策（12） 外国人市民の社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進

外国人市民を支援の対象として位置づけるだけでなく、地域を支える人材として、自らの強みや独自の視点を活かして様々な場面で活躍できるような環境づくりを、地域や団体と連携しながら進めていきます。

また、外国人市民が自治会や委員会等の会議に参加し、行政や地域の施策に対して意見を反映できる仕組みづくりを推進するとともに、多文化共生の担い手を発掘・育成し、市民の文化的多様性をまちづくりの新たな活力につなげます。

具体的な取組	内容	担当課
外国人コミュニティのキーパーソン、外国人住民のネットワーク、外国人住民の自助組織の支援の充実	外国人コミュニティのキーパーソンの把握、連携を密にし、情報ネットワークの確立を行います。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人支援ボランティアの発掘・育成	各務原国際協会と連携し、ボランティアの発掘を図ります。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人市民の意見を聴く機会の創出	ワークショップ等を開催し、外国人の意見を聴く機会を創出します。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人市民の委員会への参加促進	多文化共生に関する委員会に外国人委員の募集を行い、会議の参加を促進します。	観光交流課 (各務原国際協会)
外国人市民の自治会への参加促進	自治会が行う地域活動等の広報啓発を行い、参加を促します。	まちづくり推進課
語学力や国際感覚等を活かした様々な活動への参画	語学力や国際感覚等を活かしたまちづくり活動を支援します。	まちづくり推進課
自治会やまちづくり協議会の役割や意義の周知	自治会への加入チラシ等の多言語化を行い、役割や意義の周知を行います。	まちづくり推進課
まちづくりの担い手となる外国人市民の発掘・育成	まちづくりの担い手となる外国人市民の発掘を行うとともに育成事業を推進します。	まちづくり推進課
出前講座の実施 【再掲】	学校や自治会、団体等の希望に応じて国際交流職員が出向き、多文化共生啓発リーフレットの内容についてコントを交えて、分かりやすく伝えます。	観光交流課 (各務原国際協会)



※外国人市民ワークショップの様子

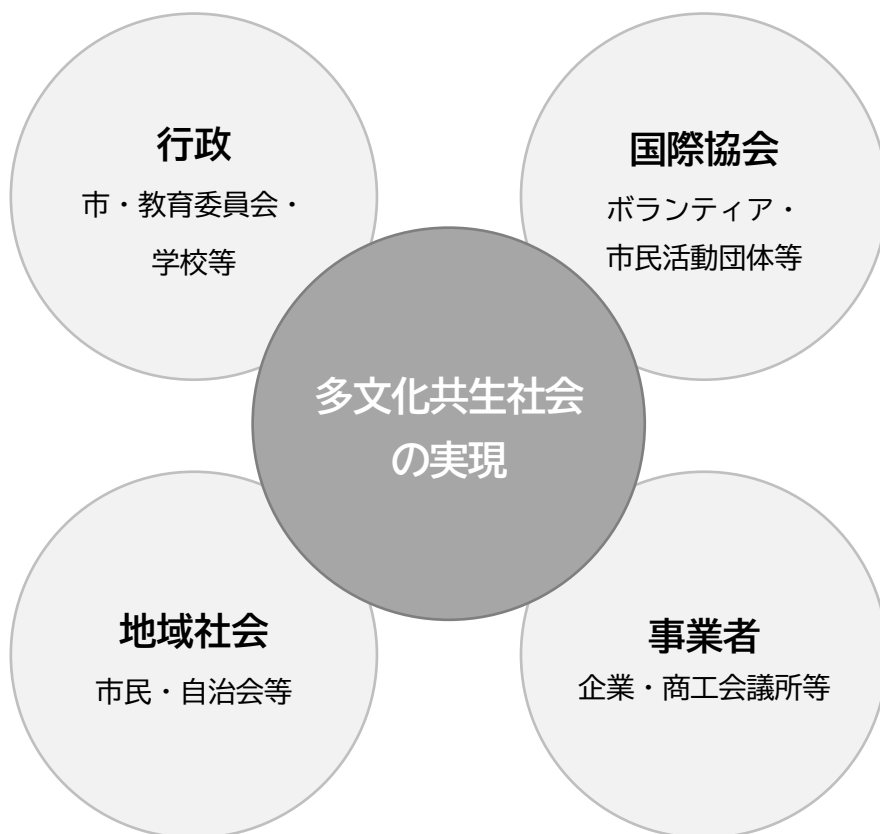
第5章 計画の推進

1 推進体制と各主体の役割

1. 推進体制

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や習慣の違い等とともに認め合い、理解するとともに、尊重し、助け合って生活していくことが大切です。

そのため、本プランの推進にあたっては、行政、市民、地域団体、事業者等がそれぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。



2. 各主体の役割

■市民

日本人市民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人市民を対等なパートナーとして受け入れること、外国人市民は、必要な日本語の習得、日本の文化、生活習慣、地域社会のルールについて学習することに努め、地域住民の一員として、日本人市民と共に様々な活動に従事し、地域社会に貢献することが求められます。

市民一人ひとりが、国籍や民族等の違いを活かしながら支え合い助け合える寛容な社会づくりを目指します。

■地域コミュニティ

外国人を含む市民の生活基盤は地域です。地域の外国人市民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、住民同士の交流や助け合いを促す取り組みを行い、日ごろから顔の見える関係を築いておくことが必要です。自治会や消防団等の地域組織は、外国人市民にとって最も身近な存在になるよう努め、地域活動について理解を得るとともに、自治会等への加入を促す取組が求められます。地域の活性化を図るためにも、ボランティア団体や行政、事業者等との連携を図り、多様性を発揮できるような地域づくりを進めることが期待されます。

■事業者

外国人の雇用や受入れを行う事業者は、外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令を遵守するとともに、日本語学習の機会の提供や生活オリエンテーションの実施等、日本社会への適応を促進するための取組を行い、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めることが必要です。また、職場において、やさしい日本語の使用や多言語化の推進等、労働環境についての配慮が求められます。

事業者が、外国人の支援活動や外国人が参加するイベントに積極的に協力する等、地域の多文化共生の推進に資する地域貢献を行うことが期待されます。

■教育機関

外国人児童生徒が、就学の機会を逸することがないように、学びやすい教育環境づくりを進め、就学に関する多言語での情報提供をはじめ、地域の状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが必要です。また、学校行事を通して多文化交流を深める等、自分と異なる文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。

■国際協会

国際協会は、多文化共生について理解と関心のある会員や市民とともに外国人市民の支援や交流事業を実施しています。多言語情報の収集・提供、外国人相談窓口の設置、日本語教室をはじめとする外国人市民に対する様々な支援事業のほか、多文化共生に関する啓発活動、国際理解・国際交流事業、ボランティアの登録及び養成、市や民間の国際交流団体との連携等、幅広い分野での取組を実施し、本市の多文化共生施策の展開において中核的な役割を担います。

■市の役割

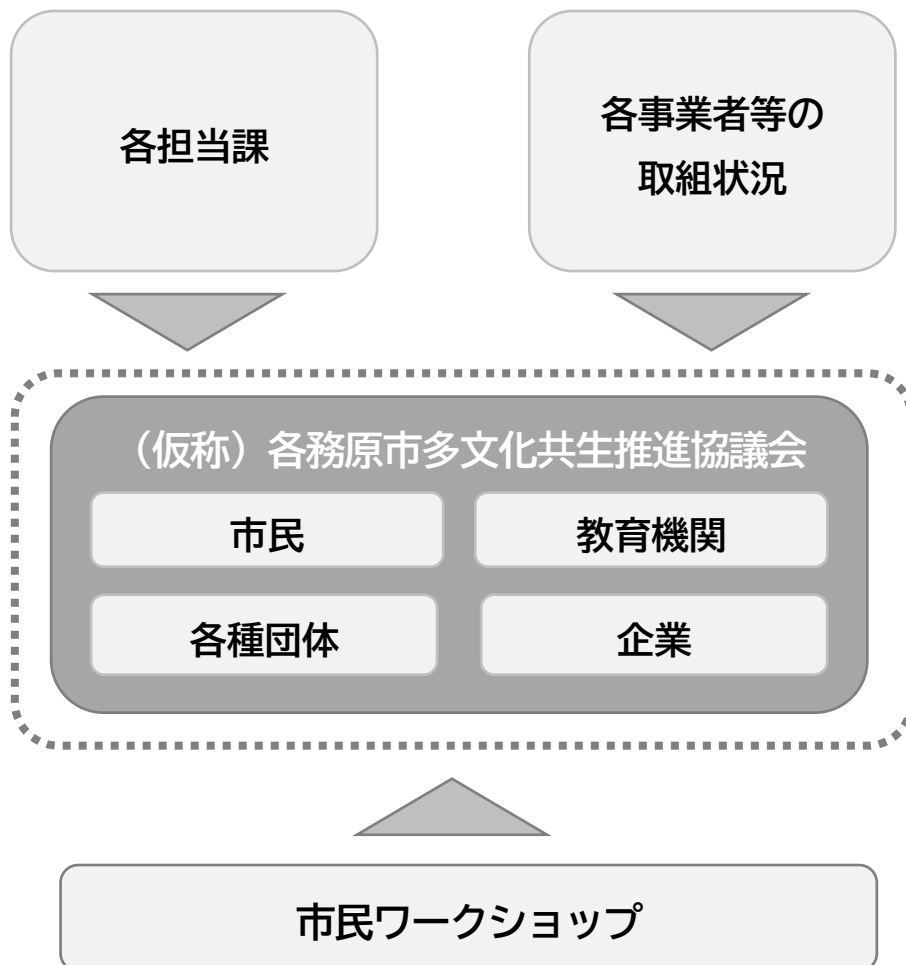
市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人市民を含む全ての市民が、平等に行政サービスを楽しみ、安心して生活することができるよう環境整備に努めるとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成を図ります。目指すべき多文化共生社会の実現に向けて、地域の課題や市民のニーズを的確に捉え、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化し、広域的な課題については、国・県とも連携を図り、多文化共生推進プランに基づき取組を進めていきます。

2 評価体制

本プランに基づいて実施される事業等については、各年度で取組状況、進捗状況等について各担当課が年次報告を行います。

各担当課の報告を日本人市民、外国人市民、教育機関、企業、各種団体の代表者等で構成する「（仮称）各務原市多文化共生推進協議会」において進捗管理・点検・評価を行います。

また、日本人市民と外国人市民によるワークショップを実施し、多様性を踏まえた意見収集に努めるとともに、社会情勢の変化や新たな課題等に対応した見直しを行いながら、本市の多文化共生を推進していきます。



資料編

1. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例

(設置)

第1条 各務原市多文化共生推進プラン（次条において「プラン」という。）の策定について調査審議し、もって本市における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、各務原市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、プランの策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人を雇用する企業、団体等の役員、従業員等
- (3) 外国人の児童又は生徒が在学する学校を代表する者
- (4) 地域において多文化共生に係る活動を行う団体の役員又は構成員
- (5) 公募による市民
- (6) 多文化共生事業に携わる行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿

区分	機関・団体名	職名	氏名	備考
有識者	1 名城大学	教授	近藤 敦	
	2 NPO 法人多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井 佳彦	
	3 岐阜大学 流域圏科学研究センター	准教授	小山 真紀	
	4 NPO 法人可児市国際交流協会	事務局長	各務 眞弓	
行政機関等	5 岐阜労働局 職業安定部 職業対策課	外国人雇用 対策担当官	葛西 俊夫	～令和4年 3月
			岩田 修	令和4年 4月～
	6 美濃加茂市役所 市民協働部 多文化共生推進室	室長	大畑 英樹	～令和4年 3月
			美濃加茂市役所 市民協働部 まちづくり課	課長補佐
7 各務原市役所 学校教育課	指導係係長	横前 三香子		
民間企業	8 株式会社 スザキ工業所	代表取締役	鷲崎 純一	
	9 有限会社 ワークスグループ	代表者	長岡 クラウジオ	
各種団体	10 各務原国際協会	会長	北角 浩一	
	11 国境なきレクリエーション	代表	浅野 幸子	
外国人市民	12 市民委員（公募）	-	サカクラ ブルノ	
	13 市民委員（公募）	-	ブルゴス カルロス	

3. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過

年月日	内容
令和3年 10月8日	第1回策定委員会
令和3年 12月14日～ 令和4年 1月20日	多文化共生に関するアンケート
令和4年 1月12日～ 3月11日	団体・企業ヒアリング
令和4年 1月23日	外国人市民ワークショップ
令和4年 3月11日	日本人市民ワークショップ
令和4年 3月29日	第2回策定委員会
令和4年 5月22日	第1回日本人市民外国人市民合同ワークショップ
令和4年 6月12日	第2回日本人市民外国人市民合同ワークショップ
令和4年 7月13日	第3回策定委員会
令和4年 10月14日	第4回策定委員会
令和4年 11月30日～ 12月21日	パブリックコメント
令和5年 1月31日	第5回策定委員会

各務原市
多文化共生推進プラン

各務原市 観光交流課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL : 058-383-1426 FAX:058-389-0765

発行年月：令和5年3月